

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	R2年4月10日			
年会費名	(一社)内外情勢調査会 会費			
相手方	(一社)内外情勢調査会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	懇親会の費用を除きすべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 講演活動・資料提供・会報誌発行により国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進</p> <p>◆本会の活動頻度 全国懇談会・全国151カ所の支部での支部懇談会(講演会)10回以内開催、講演会の年間開催回数は1500回超・会報誌年12回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約150人</p> <p>◆効果：講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家があり地方行政の諸問題改善に効果がある。9月議会でコロナ禍で県内経済活性化の為には治療薬の成果状況を明確にする必要性を問うて、8月末現在で60人に投与して54人が回復したことが判明した。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	154,440円	総会・講演会 R2年4月～R3年3月迄 198,000－懇親会費43,560	
	合計	154,440円 ()		
備考	添付資料： - - -			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

9月 WEB支部懇談会配信のお知らせ

一般社団法人 内外情勢調査会会長 大室真生

拝啓 秋暑の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。内外情勢調査会の講演会活動に対し、平素ご支援を賜り、厚く礼申し上げます。

既にご案内の通り、当会は、5月下旬以降、各地の支部に登壇してきた講師による30～40分程度の講演（動画）を、「WEB支部懇談会」として、毎週木曜日15時、ホームページにアップしております。同じ週の月曜日に収録した録画です。

支部懇談会は、各地の事情を考慮しながら、順次再開を始めました。このため、この「WEB支部懇談会」は、9月以降、配信回数を毎月2回といたします。各地の会合と併せて、これからもご視聴くだされば幸いです。

9月の講師は、下記の2人の方です。当会のホームページのアドレスとご視聴いただく際のIDとパスワードは、次の通りです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

▽ご視聴の際にアクセスいただく先

ホームページ：<https://naijyo.or.jp/>

ID：naijyo（半角小文字） パスワード：jp2501（半角）

※定期的に変ります。会員共通で、会報誌「J2トップ」にも掲載しております。

19月の予定/動画の公開日



9月17日[木]

日本災害食学会理事・副会長

◎別府 茂 氏

災害多発時代の食の危機管理



10月1日[木]

時事総合研究所客員研究員・元山形大学教授

◎山崎 真二 氏

（※収録は9月28日）

「トランプかバイデンか
＝米大統領選の見通し＝」

10月 WEB支部懇談会配信のお知らせ

一般社団法人 内外情勢調査会会長 大室真生

拝啓 仲秋の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。内外情勢調査会の講演会活動に対し、平素ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

既にご案内の通り、当会は、5月下旬以降、各地の支部に登壇してきた講師による30～40分程度の講演動画を、「WEB支部懇談会」として、毎週木曜日の15時、ホームページにアップしております。同じ週の月曜日に収録した録画です。

支部懇談会は、順次再開を始めましたが、この「WEB支部懇談会」は、10月以降も毎月2回、配信を続けて参ります。各地の会合と併せて、これからもご視聴くだされば幸いです。

10月の講師は、下記のお2人です。当会のホームページのアドレスとご視聴いただく際のID・パスワードは、次の通りです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

▽ご視聴の際にアクセスいただく先

ホームページ：<https://naijyo.or.jp/>

ID：naijyo（半角小文字） パスワード：jp2501（半角）

※定期的に変ります。会員共通で、会報誌「J2トップ」にも掲載しております。

10月の予定/動画の公開日



10月15日[木]

元日本ゼネラルモーターズ(GM)社長

◎佐藤 満 氏

「壁を破る発想法」



10月29日[木]

拓殖大学国際学部教授・作家

◎呉 善花 氏

「なぜ日韓は和解し得ないのか」

11月全国懇談会のお知らせ

寒露の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。全国懇談会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月以降、WEB（ライブ中継）で講演の模様を配信してきましたが、11月以降、従来の形で再開いたします。約半年の間、ご不便をおかけいたしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

再開1回目の講師は、経済同友会代表幹事の櫻田謙悟氏です。今回は、感染症対策のため、会員様ご本人のみとした上で、先着430人様にご参加いただく形です。ホームページ上でご覧いただけるWEB中継は行います(ID:naijyo PW:jp2501)。当選の皆様には、後日、「当選のお知らせ」(はがき)を郵送いたします。当日は、このはがきをご持参ください。感染収束の兆しが見えない現状をご理解いただき、ご了承を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

講師 公益社団法人 経済同友会
代表幹事

さくらだ けんご
櫻田 謙悟 氏



日時 2020年11月10日(火) 13:00～14:30

※食事はありません。時間は、講演と質疑の合計。

会場 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

東京都港区高輪3-13-1 TEL:03-3442-1062

演題 「調整中」

★当日は、当選の方に別途郵送する「当選のお知らせ」をご持参ください。

★原則会員ご本人お一人の参加といたします。

★ご出席希望の回答締切は、11月2日(月) 事務局必着になります。

〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8

一般社団法人 内外情勢調査会

TEL 03(3546)7040 FAX 03(3546)7041 <http://www.naijyo.or.jp/>

会員各位

動画による全国懇談会などの配信のお知らせ

一般社団法人 内外情勢調査会会長
大室真生

拝啓 春陽麗和の好季節になりましたが、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。内外情勢調査会の講演会活動に対し、平素ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

既にご案内の通り、当会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、支部懇談会について、当面の間、開催を見合わせております。国内の感染状況の改善とともに、早期に再開したいと考えておりますが、ここ数か月間、ご期待に沿えず、ご不自由をおかけしておりますこと、改めてお詫び申し上げます。

そうした中で、少しでも皆様のお役に立てればと存じ、この度、内外情勢調査会のホームページを通じて、全国懇談会のライブ配信(web中継)や、時事通信社編集局幹部による新型コロナ関連の特別連続講演の動画配信を始めました。最新のものは、(4月13日夕に中継)は、河野太郎防衛相です。

当会のホームページから、会員共通のID・パスワードを使ってご覧いただけます。

ホームページ：<https://naijyo.or.jp/>

ID:naijyo（半角小文字） パスワード:jp2035（半角）

※四半期に1回の間隔で変わります。会報誌「J2トップ」の巻末に毎月記載しております

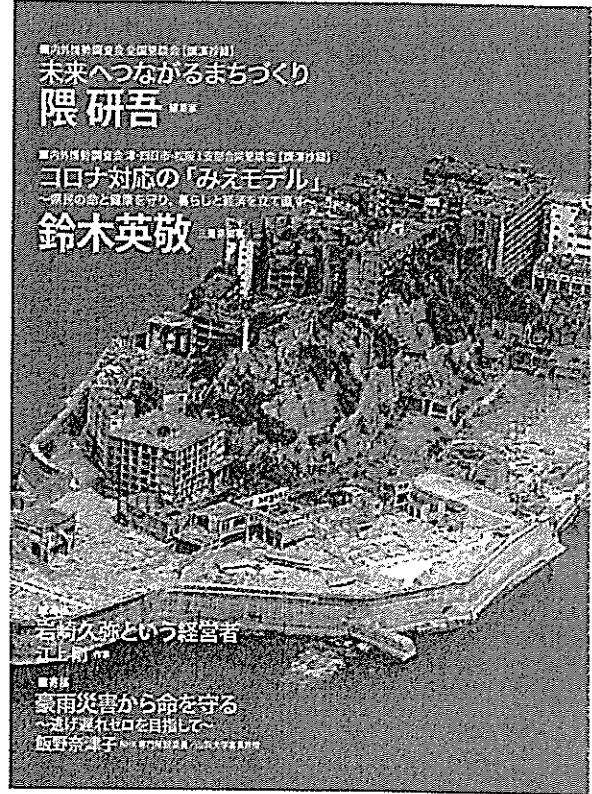
当会は、皆様にご出席いただける会合を再開できるまでの間、従来の講演会の代わりににお役に立てる試みを引き続き模索して参ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



【調査対象】
混迷の中で見えてきたこと
斉藤 惇 株式会社ALBA代表取締役

【調査対象】
ポスト震災復興・
ウィズコロナを見据えた
宮城の将来像について
村井嘉浩 宮城県知事

【調査対象】
アフターコロナのPR
飯村英樹

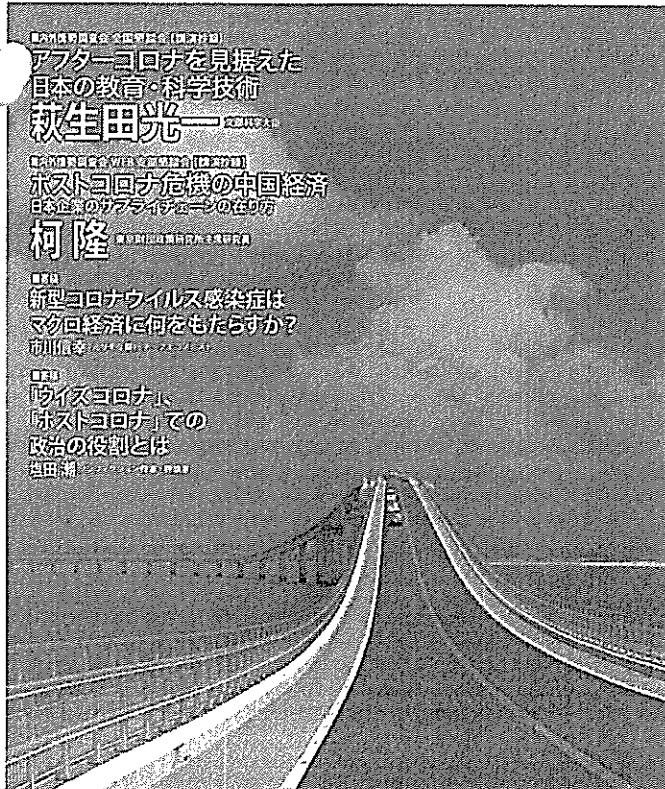


【調査対象】
未来へつながるまちづくり
隈研吾

【調査対象】
コロナ対応の「みえモデル」
一市民の命と健康を守り、暮らしと経済を立たす
鈴木英敬

【調査対象】
若狭久弥という経営者
上北 剛

【調査対象】
豪雨災害から命を守る
～速やかなれゼロを目指して～
飯野奈津子

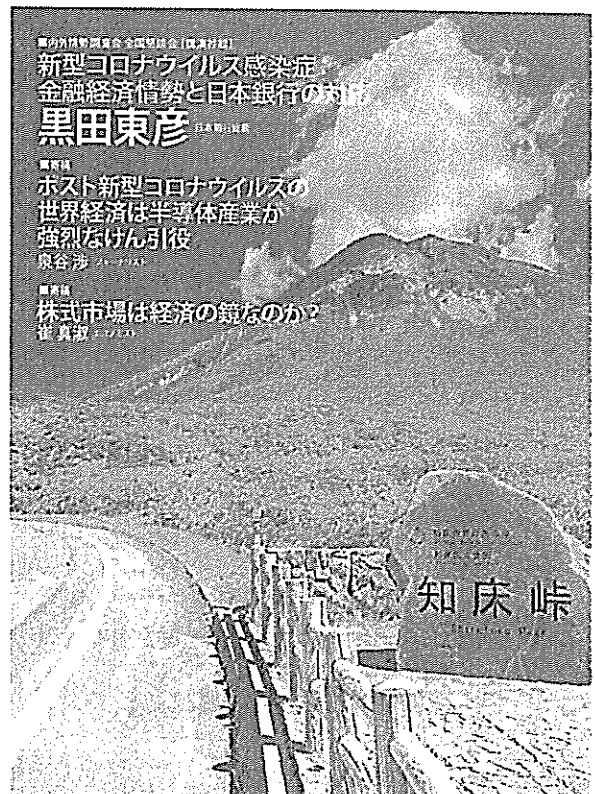


【調査対象】
アフターコロナを見据えた
日本の教育・科学技術
萩生田光一 文部科学大臣

【調査対象】
ポストコロナ危機の中国経済
日本企業のカンパライゼーションの在り方
柯 隆

【調査対象】
新型コロナウイルス感染症は
多岐回経済に何をもたらすか？
市川 慎

【調査対象】
「ウィズコロナ」
「ポストコロナ」での
政治の役割とは
徳田 翔

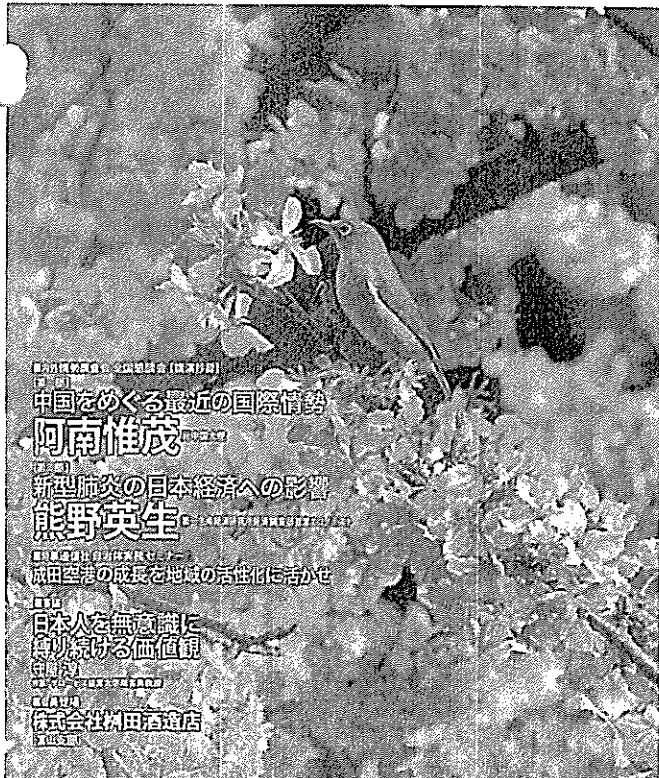
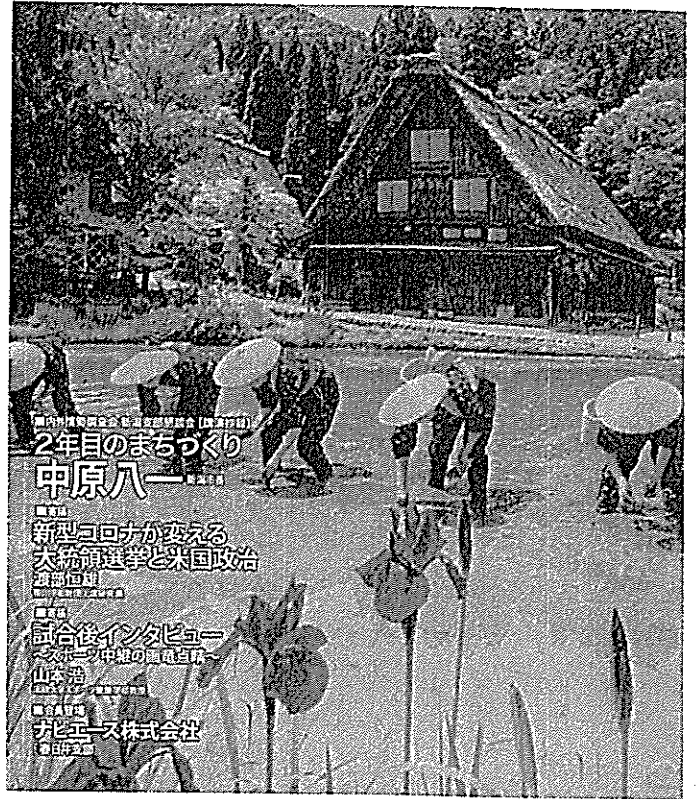
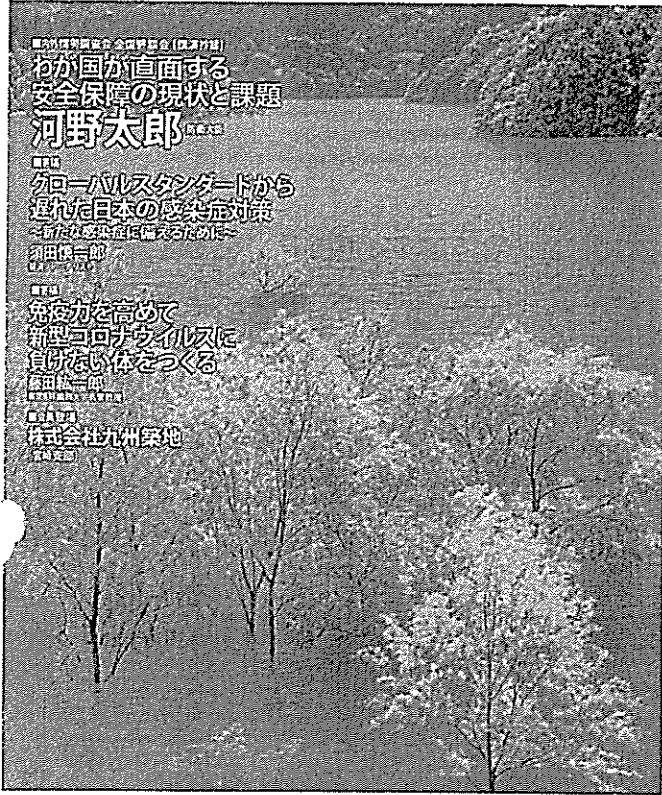


【調査対象】
新型コロナウイルス感染症
金融経済情勢と日本銀行の対応
黒田東彦

【調査対象】
ポスト新型コロナウイルスの
世界経済は半導体産業が
強烈なけん引役
泉谷 涉

【調査対象】
株式市場は経済の鏡なのか？
榎 真哉

知床峠



政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年4月1日 他			
年会費名	新生奈良研究会 会費			
相手方	奈良新聞社 新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	懇親会が含まれるので75%とする			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 県の発展を目指し、政治、経済など各界のリーダーらが識見を深める講演会の開催 ◆本会の活動頻度 年数回の政治・経済等の講演会を開催 ◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加 ◆効果： 奈良県内の著名な有識者が奈良県の課題を克服するための政策提案を毎回頂けるので大変有効である。 			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000円	令和2年4月～9月分	
	会費	30,000円	令和2年10月 ～令和3年3月分	
	合計		60,000円 (内、75% 45,000円を充当)	
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年4月30日 他			
年会費名	奈良政策研究会 会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	政務活動のためだが、懇親会の費用を除く66.6%とする			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回(2、5、6、8、11月)に講演会を開催。尚、8月は県外研修をする</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加</p> <p>◆効果: 毎年県政にとって時局的なテーマを提案されて政策立案に有効。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	月 5,220 円	講演会、懇談会 (引き落とし手数料含む)	2 他
	合計	月 3,476 円 (5,220 円×66.6%=3,476 円を充当)		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
 - 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	2020年5月12日			
年会費名	明日への選択地方議員ネットワーク			
相手方	日本政策研究センター			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	政務活動のため100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 昭和59年(1984)設立。民間のシンクタンクとして、保守系国会議員や地方議員・議員連盟・政策グループに対する政策アドバイスを実施。明日への選択地方議員ネットワークは各議員の政務活動を紹介し会員議員の政策立案・議会質問に活用する。</p> <p>◆本会の活動頻度 『明日への選択』年間購読(7000円)と年4回「ネットワーク・ニュース」と名づけられた地方議員の活動・政策紹介のための情報誌の配布。</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等</p> <p>◆効果：地方議員の情報交換により政策立案や議会質問に参考になる情報が得られる効果がある。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	3,000円	活動協力金	
	合計	3,000円 (100%を充当)		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

『明日への選択』地方議員ネットワーク

「継続（更新）のお願い」

謹啓

時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素より『明日への選択』地方議員ネットワークに格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて昨年、『明日への選択』地方議員ネットワークの年会費を賜りましてより早一年が経ちました。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮でございますが、今後も引き続き『明日への選択』地方議員ネットワークの会員としてご支援・ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げる次第でございます。

当ネットワークと致しましては、日本再生、地域再生の戦いはいよいよこれからが本番であり、国を愛し、国政をも正す志高き地方議員の結集を目指し、なお一層全力を傾けてまいる所存でございます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年会費（3000円）をご入金下さいませようお願い申し上げます。ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げ、お願いとさせていただきます。

敬白

四月九日

『明日への選択』地方議員ネットワーク

植村 佳史 様

『明日への選択』地方議員ネットワーク 事務局

《住所》東京都千代田区飯田橋二ノ一ノ二 葛西ビル三〇二
日本政策研究センター内（〒102-0072）

《電話》03（5211）5231

《FAX》03（5211）5225

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

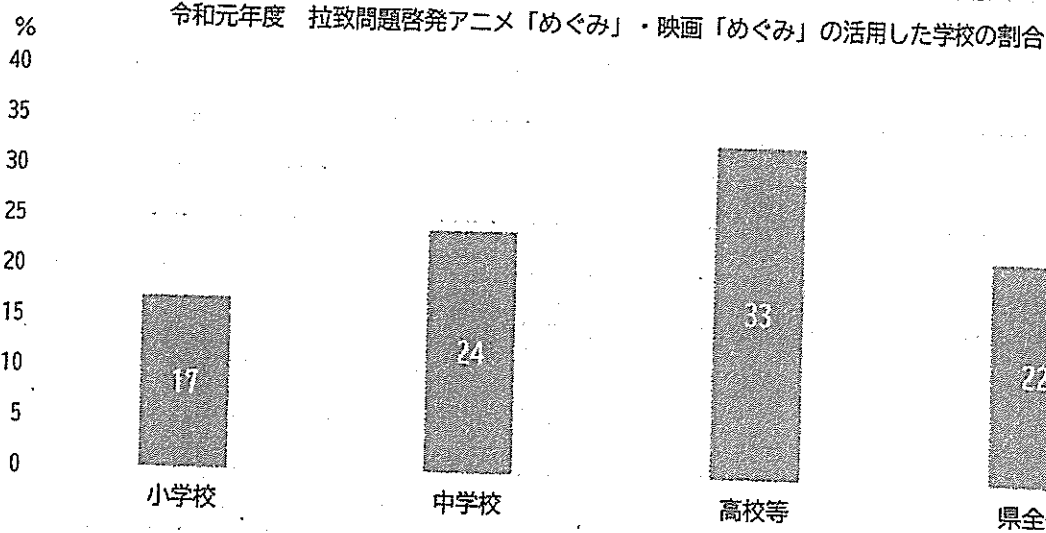
年 月 日	R2年6月21日			
年会費名	北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会 年会費			
相手方	北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 講演会開催、拉致被害者特定失踪者を救う署名活動、拉致問題啓蒙活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・年1回救う会奈良大会（講演・研修会）・奈良県主催の北朝鮮人権侵害問題啓発週間への支援</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約150人</p> <p>◆効果：奈良県が取り組む拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての広報活動とその調査・情報収集。小中高校の公民教科書による拉致問題の教育実態の調査。R2年6月30日に文教くらし委員会で質問。人権・地域教育課長よりR2年8月9日に小学校でのアニメめぐみの利用実態は県内小学校4/198校（2%）県内中学校3/112校（3%）</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	3000円	総会・講演会 R2年4月～R3年3月迄	
	合計	3,000円 ()		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

令和2年度 人権教育の推進に関する調査

1. 令和元年度 拉致問題啓発アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」の活用の有無について

	小学校	中学校	高校等	県全体
	全198校	全112校	全72校	全382校
活用した学校	34(17%)	27(24%)	24(33%)	85(22%)



2. 令和元年度 拉致問題啓発アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」の活用の内訳について

(ア～オについては、複数選択可)	小学校	中学校	高校等	県全体
	全198校	全112校	全72校	全382校
ア 児童・生徒の学習活動	★ 4(2%)	★ 3(3%)	4(6%)	11(2%)
イ 教職員の全体研修	2(1%)	0(0%)	2(3%)	4(1%)
ウ 教職員の学年・部会別研修	6(3%)	2(2%)	1(1%)	9(2%)
エ 教職員の個人研修	30(15%)	21(19%)	18(25%)	69(18%)
オ その他	0(0%)	2(2%)	1(1%)	3(1%)

3. 令和元年度「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」の問題について学習、もしくは研修を実施した学校

	小学校	中学校	高校等	県全体
	全198校	全112校	全72校	全382校
児童・生徒の学習活動	8(4%)	11(10%)	7(10%)	25(7%)
教職員の全体研修	2(1%)	2(2%)	4(6%)	7(2%)

北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会

「救う会 奈良」 会 則

平成19年1月30日施行

平成20年4月13日改定

第一条 (名称及び所在地)

本会は、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会「救う会奈良」の会と称し、事務局を、奈良県吉野郡吉野町吉野山579の吉水神社に置く。

第二条 (目的と会の指針)

- 1 本会は、北朝鮮によって拉致された日本人全員の救出支援活動を行う市民団体として活動する事を目的とする。
- 2 本会の中での、政治的、商業的その他本会の目的、趣旨を妨げる行為はこれを禁じる。
また、本会の活動は、第4条に定める構成員によるものであり、構成員各自はそれぞれの責任ある判断で活動に参加するものとする。
万一、構成員の間で起きたトラブルは、各人で解決し、本会に持ち込まない。
- 3 拉致問題に関する他の支援団体、組織とは、協力し合う事を妨げないが、他の救う会全国協議会の下部組織には、重複所属してはならない。

第三条 (活動内容と事業年度)

- 1 前条の目的を達成するため、街頭での署名活動、支援集会の開催、行進や募金活動ならびにビラ配布等の支援拡大の為の諸活動、啓発活動等を実施する。
- 2 事業年度は、1月1日から12月31日とする。

第四条 (構成員)

本会は、第2条の目的、趣旨に賛同する者をもって組織し、以下の会員、ボランティアで構成する。

正会員・・・・・・個人

賛助会員・・・個人、法人、団体

ボランティア・・・ボランティア登録書を提出した個人

第五条（会費等）

- 1 正会員に成るとする者は、所定の必要事項を記載し、役員会の承認を受けた後、以下の会費を納入するものとする。

年会費・・・一口3,000円

- 2 会費は、毎年1月末日までに本会会計に納入するものとする。
ただし、年度中に新規に入会した者は、入会時に年会費を納入するものとする
- 3 賛助会員は、本会に対して1口1,000円以上の募金に応じた個人若しくは、法人及び団体とする。賛助会員は、原則として本会の運営に関与しないものとする。
- 4 ボランティア会員に成るとする者は、所定の必要事項を記載し、活動に参加する。

第六条（本会の組織）

役員会は、本会の執行運営機関として以下の役員をもって構成する。

役員会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたるものとする。

ただし、役員は他の役員を兼務できない。

会長・・・1名

副会長・・・3名以内

事務局長・・・1名

事務局次長・・・1名

会計・・・1名

広報・・・1名

会計監査・・・2名

第七条 (役員を選任)

- 1 会長及び副会長・事務局長は、総会の出席員の過半数の賛成により選任し、その他の役員は、会長が指名し、総会において過半数の賛成により承認を受ける。
- 2 役員任期は、3年とする。ただし再任は妨げない。

第八条 (役員職務)

役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し「救う会全国協議会の幹事」として活動し、本会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は、あらかじめ定められた順位に従い、会長の意向に添いその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長・副会長を補佐し、会の運営ならびに他の会との連絡・調整にあたり、第3条の任務を遂行する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、総会・役員会・大会・会の活動等の記録ならびに書類作成にあたる。
- (5) 会計は、会長の指示で、会費・寄付金等の保管支出等の会計事務にあたる。
- (6) 広報は、広報関係を担当し、マスコミ対応や会報、チラシ、救う会のホームページの維持管理等の広報活動にあたる。
- (7) 会計監査は、会計が適正に運営され管理されているかを監査する。

第九条 (総会)

- 1 総会は、定例総会と臨時総会とし、定例総会として年1回(1月)に開催する。

臨時会は、その都度必要に応じて、会長が召集する。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席で議事は成立する。
- 3 総会、臨時会の議決は出席議員の過半数の賛成で可決し、同数の場合は、会長がこれを決する。

第十条 (退会)

- 1 本会からの退会を希望する者は、退会届を役員会に提出し、退会するものとする。
- 2 役員・会員・ボランティア員で、本会の趣旨目的に照らして、本会が著しく不利益となる行為をしたり、会員としての不適格な行動をした場合や会の方針に従わないで役員の指導を無視する場合、役員会の3分の2の同意により、退会を求め、解任・除名する事ができる。
除名された者は、他の団体等で「救う会奈良」の会員としての活動をしてはならない
- 3 退会の経緯や理由に関わらず、年会費は、返還しないものとする。

第十一条 (会則の改廃)

本会の会則の改廃は、役員会で発議し、総会の出席者の3分の2以上の賛成多数で改正廃止ができる。

第十二条 (細則)

この会則は、平成19年 1月30日から施行する。

以 上

「救う会奈良」役員会

1、会 長

佐藤 一彦

2、副会長

宇佐美 孝二

3、事務局長

三宅 秀和

4、運営委員長

岡本 誠至

5、会 計

南方 和代

6、会計監査

岡本 美千代

平澤 知永子

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年6月29日
-------	-----------

年会費名	英霊にこたえる会 奈良県本部 年会費
------	--------------------

相手方	英霊にこたえる会 奈良県本部
-----	----------------

年会費支払目的	情報収集のため
---------	---------

按分率の説明	すべて政務活動
--------	---------

活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 講演会開催、戦没者遺族会の厚生活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・講演会 戦没者慰霊祭 8/15</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約300人</p> <p>◆効果：英霊にこたえる会は、毎年8月15日に奈良県戦没者追悼集会を主催され、著名な有識者のセミナーも開催され、戦後の近代歴史教育におけるの偏向教育などの自虐史観の是正目的の調査研究されているので、中学校・高校の歴史・公民教科書の偏向記述の調査に有効な研修会を開催されている。R1年12月11日 文教くらし委員会で新科目「歴史総合」の特徴について質問を展開。陸軍墓地（県管理）の管理運営関連の質問を検討中。</p>
---------------------------	--

経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	3,000円	総会・講演会・R2年4月～R3年3月迄	
	合計	3,000円 (12ヶ月分)		

備考	添付資料：年会費請求書等
----	--------------

英靈にこたえる会 趣意書

戦後 30 余年、わが国の平和と繁栄は 250 万英靈の尊いいしずえのうえに築かれていることを、われわれ国民は決して忘れてはなりません。

しかし、この繁栄も“魂なき繁栄”といわれ、いまや、政治、経済、外交、教育などのあらゆる面において、重大な転換期に直面しております。

わが国の存立のため、身をもって難局に殉じた幾多同胞の尊い献身と犠牲に対し、敬意と感謝の誠を尽くすことは、国および国民として当然のつとめであります。同時に平和のいしずえとなった英靈のかけがえない生命の重さを銘記し、その遺志にこたえることは、現代に生きるすべての世代の重大な責任であります。

それは、あくまで、わが国の自由と平和を守り抜こうとする日本国民の決意の基盤をなし、また、今世紀に二度まで世界大戦の悲劇を体験した人類の悲願につながるものであります。

世界いずれの国においても、戦没者に対する慰霊と顕彰が国の最高儀礼をもって行われ、さらに国際的儀礼とされているのは決して偶然ではありません。

しかるに、戦後、わが国においては、戦没者に対する慰霊、さらには英靈をまつる靖國神社のあり方をめぐって久しく不毛な対立と抗争をくり返していることは誠に遺憾であり、ここに民族にとって最大の不幸が存するというべきであります。

靖國の英靈に対し、国の名において、最もふさわしい儀礼を尽くすことは極めて当然のことであり、国民多数の真情に合致するところであります。

靖國神社問題が政争の具とされたり、また、軍国主義の復活等と結びつけて論議されること自体、全く本質を逸脱したものといわねはなりません。

英靈に対する国および国民の基本姿勢の確立こそ、今日の急務であり、そのためには最早政治の場のみならず、国民一人一人が勇気をもって行動を起すべきときであります。

国民各層の良識を結集し、英靈にこたえる国民的運動を展開し、その総意を反映させるならば、必ず正しい解決がはかられることを確信いたします。

この国民一人一人の自覚と行動こそが戦後風潮を脱却して、民族の魂をよみがえらせ、わが国の基本方向を確立する唯一の道と信ずる次第であります。

ここに、有志相諮り、広く国民の各界各層に対し、「英靈にこたえる会」への参加を呼びかける次第であります。

令和 2年 6月 8日

植村佳史 様

「英靈にこたえる会」奈良県本部

会長 森岡正宏

令和2年度会費の納入について（お願い）

謹啓 向暑の候貴職には愈々ご健勝のことと拝察申し上げます。

本会事業につきましては、平素より格別のご支援を賜り有難く厚くお礼を申し上げます。

さて、恐縮ながら今年度会費につきまして下記のとおり御納入賜りたく御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

令和2年度「英靈にこたえる会」奈良県本部特別会員費

一金 3,000 円也

納入依頼期限 令和2年9月末日 までにお願ひします。

納入方法

1、現金納付

(店番) (口座番号)

2、銀行振込 南都銀行県庁出張所

英靈にこたえる会 代表 津田弘夫 (ツダヒロオ)

3、郵便局振替送金 振替口座

(同封の郵便振替用紙をご使用ください。)

なお、銀行振込、郵便局振替の場合領収書を発行しておりませんのでご了承下さい。

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 自由民主党 植村佳史				
年月日	令和 2 年 7 月 7日			
年会費名	日本会議 奈良地方議員連盟 年会費			
相手方	日本会議奈良地方議員連盟			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での政策立案・質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 日本会議は平成9年5月30日に設立された全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体。元号法制化の実現、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、アジア共生の祭典の開催、自衛隊PKO活動への支援、新憲法の提唱など「誇りある国づくりを」を提言。国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」と「日本会議全国地方議員連盟」が設立され情報交換や政策立案が活発にされている。</p> <p>◆本会の活動頻度</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・一般県民等 全国約40人</p> <p>◆効果：R2年10月9日決算審査特別委員会で「自衛官募集県の積極的な協力を求める」を質問</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5,000 円	令和2年4月～令和3年3月分	
	合計	5,000 円		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

令和2年5月26日

日本会議奈良地方議員連盟会員 各位

日本会議奈良地方議員連盟
会長：中村 昭

日本会議奈良地方議員連盟の年会費ご入金及びご加入推進のお願い

拝啓 薫風の候、日本会議奈良地方議員連盟各位におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より、ひとかたならぬご厚誼に与り、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度日本会議奈良地方議員連盟総会を延期しておりますが、本会の運営維持のために、令和2年度の年会費のご入金のご協力をお願い申し上げます。

また、より多くの奈良県内の地方議員の先生方に本会へのご加入の推進活動のご協力もお願い申し上げます。

敬具

記1

※日本会議奈良地方議員連盟への入会のお問合せは→事務局長：下村佳史（香芝市議）までお願い申し上げます。

下村 TEL [REDACTED]

また、全国組織(親会)の日本会議（地方議員連盟）への新規加入（年会費 10,000 円）は別途入会申込用紙をご利用ください。

※ご加入済みの奈良地方議員連盟加入の議員は令和2年度の年会費 ¥5,000 円のご入金を下記の要領でお願い申し上げます。

追伸、令和元年度の年会費未納の先生方は『令和元年度振替払込書』を同封させて頂きました。

記2

※1. ㈱ゆうちょ銀行振替払込書でのご入金をお願いします。

*同封の振替払込書をご利用ください。

※2. ㈱ゆうちょ銀行カード等での入金は下記にお願いします。

●㈱ゆうちょ銀行

[REDACTED] 名義：日本会議奈良地方議員連盟

※3.他の金融機関より振込の場合は下記にお願いします。

◆㈱ゆうちょ銀行

[REDACTED] 名義：日本会議奈良地方議員連盟

日本会議奈良 規 約

[第1章 総則]

(名称)

第1条 本会は「日本会議奈良」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を奈良県橿原市久米町934番地奈良県神社庁内に置く。

(構成)

第3条 本会は「日本会議」の趣旨に賛同する団体および個人をもって構成する。

(目的および事業)

第4条 本会は日本の歴史、伝統を尊重し、明るく豊かな日本文化の創造をめざし、「日本会議」の運動方針に則り、奈良県における運動を展開する。

[第2章 役員]

(種別)

第5条 本会に次の役員を置く。

一、 議 長	1名
二、 副議長	若干名
三、 顧 問	若干名
四、 代表委員	若干名
五、 運営委員長	1名
六、 運営委員(会計含む)	若干名
七、 監 事	2名
八、 事務局長	1名

(選任)

第6条 議長、副議長は運営委員会において推戴する。

2 顧問、代表委員は運営委員会の推薦により議長がこれを委嘱する。

3 運営委員長は運営委員会が選出して議長が委嘱する。

4 運営委員(会計含む)、監事は運営委員長が委嘱する。

5 事務局長は運営委員の中より運営委員長が指名する。

(職務)

第7条 議長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副議長は、議長を補佐する。

3 顧問は、議長の設問に応え、本会の重要事項について意見を述べる。

4 代表委員は、各界の代表をもって構成し、本会の運営について助言を行う。

5 運営委員長は、議長の命を受けて会務を掌理する。

6 運営委員は、運営委員会を組織して本会の会務を議決する。

7 監事は、本会の会計並びに会務の執行について監査を行う。

8 事務局長は、事務局を統轄し、本会の活動・業務運営を執行する。

(任期)

第8条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

[第3章 機関]

(種別)

第9条 本会に次の機関を置く。

- 一、総会
- 二、運営委員会
- 三 地方議員連盟
- 四、市町村支部
- 五、事務局

(総会)

第10条 総会は、議長がこれを召集し、本会の事業等の事項につき報告を行う。

2 総会は、本会の全役員・全会員を対象として開催する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、必要に応じ議長が召集し、本会の運営に関する事項を決定する。

2 運営委員会は、正副議長、運営委員長、運営委員をもって構成する。

3 議長・副議長を会長・副会長と読み代えることができる。

(地方議員連盟・市町村支部)

第12条 本会のもとに、地方議員連盟及び県内各市町村、または一定の地区に支部をおくことができる。

(事務局)

第13条 事務局は恒常的実務について執行する。

(各種委員会)

第14条 本会には必要に応じて、各種委員会を置くことができる。

[第4章 会員]

第15条 本会の会員は県内居住者及び縁故を有する「日本会議」の会員をもって構成する。

[第5章 会計]

第16条 本会の経費は、還付金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

[附則]

- 一、本規約は、本会結成の日より施行する。
- 二、本規約の改廃は、運営委員会にて決定する。
- 三、各規約の細部については、別に運営細則を定める。

平成29年6月17日

本規約に規定する議長・副議長を会長・副会長と読み代えることができる。

第15条に規定する会員資格を県内居住者及び縁故を有するものに変更する。

令和元年6月22日

本規約に規定する運営委員に会計1名を含むものに変更する。

令和2年7月15日

第12条 本会のもとに、地方議員連盟及び県内各市町村、または一定の地区に支部をおくことができるに改訂する。

日本会議奈良

令和2年度総会資料

日時；令和2年7月25日(土)午後12時00分
場所；奈良100年会館中ホール

日本会議綱領

一、我々は、悠久の歴史に育まれた伝統と文化を継承し、健全なる国民精神の興隆を期す。

一、我々は、国の栄光と自主独立を保持し、国民各自がその所を得る豊かで秩序ある社会の建設を目指す。

一、我々は、人と自然の調和をはかり、相互の文化を尊重する共生共栄の世界の実現に寄与する。

、日本会議奈良令和2年度運動方針

一 憲法改正をめざす国民運動

～美しい日本の憲法をつくる奈良県民の会による運動～

「令和の新たな時代の憲法を国民の力で！」を合い言葉に各党及び衆参憲法審査会に対し憲法論議の活性化と速やかな国会発議に向けた合意形成に取り組むよう要望し、次の活動を推進する。

- 1 憲法審査会の審議促進を求める国会請願を推進する。
奈良県選出の国会議員に「紹介議員」として協力を求める
- 2 憲法改正の世論形成に向けた啓発活動の推進母体として「議員」と「民間」が連携したネットワーク（国民投票連絡会議）を活用してチラシ配布・啓発（憲法改正研修会）行事の開催等を行う。
- 3 「1000万人ネットワーク」へのネット署名の啓発活動を推進する
選挙区毎に1000名のメールアドレスを集める（3000名目標）
- 4 憲法改正運動の今後の戦略目標を「衆議院選挙」に定めて、本県選出議員の全員当選を目指して支援活動の実施。
- 5 全国縦断キャラバン隊
 - (1) 9月4日 奈良3区(橿原市)田野瀬太道衆議院議員 講師「和田政宗」
 - (2) 9月5日 奈良2区(天理市)高市早苗衆議院議員 講師「本人」

二 皇室制度に関する活動

- 1 御代替わりと奉祝運動の継続推進について
延期(日程未定)されている秋篠宮皇嗣殿下同妃殿下の神武御陵へのご報告に際し、奉祝活動の実施。
- 2 安定的皇位継承と女性宮家創設問題について
御代替わりにより、一二六代にわたり男系によって継承されてきた万世一系の皇室の御存在の意義を明らかにし、皇室の伝統を尊重する奈良県民(国民)世論の形成をはかる。

三 中学校歴史・公民教科書への採択支援活動の推進

- 1 新学習指導要領に基づく中学校の教科書が検定を終え、今春より採択活動が推進される。
- 2 日本会議奈良としては各支部の会員とともに、公正な内容の歴史教科書と公民教科書の採択支援活動を引き続き実施する。

四 英霊追悼、拉致問題等の活動

- 1 英霊追悼、護国(靖國)神社に関する活動について
 - (1) 護国神社で開催される8月15日の追悼集会で戦没者への追悼感謝の誠を捧げる。
 - (2) 若い世代が英霊追悼の心を継承する「若人の集い」の開催を目指す。

※ 新型コロナウイルス(中国武漢発)感染拡大状況により追悼集会が規模縮小される可能性があります。

2 拉致問題解決へ向けた活動を推進する。
「救う会奈良(北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会)」との連携。

3 明治の日制定運動への支援活動をおこなう

五 組織拡大運動方針

1 全国会員拡大目標38,620名に奈良県も取り組む
奈良県は、令和元年各都道府県目標突破(106%)、本年度も目標達成及び継続率の向上を目指す。

2 各支部の活動の強化を図る

六 その他

思想・信条及び活動内容等が重複する各種友好団体と連携を深めて相互間交流を高める

令和元年度日本会議奈良事業報告

事業年月日	事業内容
31年4月5日	日本会議奈良県本部4月定例運営委員会
31年4月8日	講演会(神道政治連盟主催「日本の未来を守りたい」)に日本会議奈良として参加
31年4月11日	日本会議奈良県本部4月(2回目)運営委員会・奉祝実行委員会
31年4月15日	憲法改正及び救う会奈良と連動した街頭活動(奈良県護国神社春季大祭にあわせて実施)
31年4月20日	天皇陛下ご即位30年奉祝奈良県民の集い
31年4月29日	「昭和の日」記念講演会に日本会議奈良として参加 5月1日「令和」に改元
元年5月10日	日本会議奈良県本部緊急役員会
元年5月16日	日本会議奈良県本部緊急役員会
元年5月27日	○奈良県至誠会総会兼旧奈良県陸軍墓地慰霊祭(来賓として参加) ○日本会議奈良・奈良北支部運営委員会(本部役員兼務で出席)
元年6月8日	第4回「正論大阪シネマサロン」に日本会議奈良として参加
元年6月17日	日本会議奈良令和元年度総会準備作業(各支部から参加)
元年6月22日	日本会議奈良令和元年度総会・憲法改正講演会
元年6月29日	○日本会議奈良女性の会令和元年度総会・記念講演会(来賓として参加) ○新しい歴史教科書をつくる会奈良県支部第21回総会・記念講演会に日本会議奈良として参加

元年7月6日	日本会議奈良・奈良北支部総会(来賓として出席)
元年7月11日	「堀井巖」「植村佳史」演説会(友好・支援団体として参加)
元年7月21日	日本会議奈良大和支部令和元年度総会(来賓として参加)
元年8月15日	奈良県出身戦没者追悼式(「英霊にこたえる会奈良県本部」主催)に日本会議として参加
元年8月29日9	日本会議奈良県本部8月運営委員会
元年8月31日	國士の会「石平」講演会(救う会奈良「佐藤」会長主催)来賓・大和支部として参加
元年9月4日	日本会議奈良県本部運営委員会
元年9月15日	英霊のご供養と救の鑑賞会・講演会(霊友会第八支部主催)来賓及び日本会議として参加
元年9月26日	日本会議奈良・奈良北支部運営委員会兼新帝陛下奉祝実行委員会に来賓及び兼務役員として参加。
元年10月18日	日本会議奈良県本部運営委員会・奈良県奉祝実行委員会
元年10月22日	憲法改正及び救う会奈良と連動した街頭活動(奈良県護国神社秋季大祭にあわせて実施)
元年11月2日	第14回「救う会奈良」大会に来賓及び日本会議奈良として参加
元年11月3日	自衛隊さんありがとうアクション in 神戸に女性の会及び日本会議奈良として参加
元年11月9日	「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」に日本会議奈良として参加
元年11月19日	奈良県奉祝実行委員会(事務局として参加・出席)

元年 11 月 24 日	「山口采希」コンサート(日本会議奈良・奈良北支部主催)来賓で参加
元年 11 月 26 日 ~11 月 27 日	天皇皇后両陛下下行幸啓(神武天皇御陵にご即位のご報告)奉祝活動・提灯行列等、奈良県奉祝実行委員会として実施
元年 12 月 2 日	奈良県奉祝実行委員会・日本会議奈良運営委員会
元年 12 月 8 日	第 11 回「古事記の会(日本会議奈良大和支部協賛)」に来賓として参加
元年 12 月 13 日	奈良県奉祝実行委員会・日本会議奈良運営委員会
元年 12 月 21 日	日本会議奈良大和支部和歌の会に来賓として参加
2 年 1 月 6 日	奈良県奉祝実行委員会(緊急役員会)
2 年 1 月 21 日	奈良県奉祝実行委員会・日本会議奈良運営委員会
2 年 1 月 25 日	奈良県防災講演会(日本会議奈良として参加・聴講)
2 年 2 月 5 日	日本会議奈良運営委員会
2 年 2 月 8 日	憲法改正研修会(「奥野信亮」衆議院議員講演会主催)来賓及び日本会議奈良として参加・聴講
2 年 2 月 11 日	憲法改正街宣及び署名活動(「建国記念の日」に合わせて橿原神宮境内で実施)
2 年 2 月 23 日	○天長節を言祝ぐ会・講演会 ○地方議員連盟特別セミナー(講演会)
2 年 2 月 24 日	拉致問題を考える国民の集い in 奈良(「救う会奈良」と共に日本会議奈良として参加・聴講)
2 年 2 月 28 日	奈良県奉祝実行委員会・日本会議奈良運営委員会
2 年 3 月 10 日	旧奈良陸軍墓地清掃奉仕・慰霊祭(奈良県至誠会主催)来賓及び

2年3月22日	日本会議奈良として参加 奈良県護国神社椿まつり(日本会議奈良として英霊慰霊・顕彰に参加)
---------	---

令和2年度日本会議奈良事業計画（案）

事業年月日	事業内容
2年4月7日	日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年4月11日	新帝陛下ご即位奉祝県民の集い(中止)
2年4月12日	日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年4月15日	奈良県護国神社春季例大祭に日本会議奈良として参列(規模縮小で斎行)
2年5月3日	憲法フォーラム「ライブ中継・YouTube」を日本会議奈良として視聴 日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年5月11日	奈良県奉祝実行委員会事務作業(日本会議奈良として参加)
2年5月31日	日本会議奈良県本部運営委員会
2年6月19日	日本会議奈良県本部運営委員会
2年7月15日	日本会議奈良県本部運営委員会
2年7月25日	日本会議奈良県本部令和2年度総会・憲法改正講演会及び「山口采希」コンサート
2年8月15日	奈良県出身者戦没者慰霊祭参列
2年9月4日	自由民主党奈良県第2選挙区支部日本会議キャラバン隊来県
2年9月5日	自由民主党奈良県第3選挙区支部日本会議キャラバン隊来県
2年10月3日	南朝探訪の旅
2年10月22日	奈良県護国神社秋期大祭参列
2年12月5日	百田尚樹先生憲法改正講演会(奈良県コンベンションセンター)

事業年月日	事業内容
3年1月27日	伊勢神宮初詣
3年2月11日	紀元節（橿原神宮）
3年2月23日	天長節（場所未定）
3年3月10日	陸軍記念日（奈良県陸軍墓地清掃）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国武漢発新型コロナウイルス感染拡大に備えた新しい様式の活動を実践していく ○ 各月毎に運営委員会を開催して活動方針を決定する ○ 憲法改正をめざした各種活動の実施 ○ 英霊への感謝と顕彰活動の実施（各慰霊祭等へ積極的に参加する。） ○ 志し（憲法改正等）を同じくする各種団体との交流や勉強会への積極的な参加

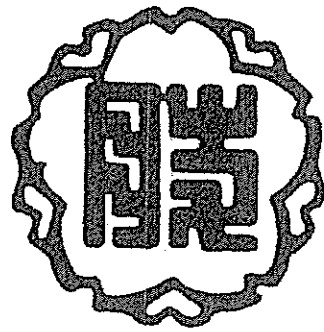
政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	R2年7月31日			
年会費名	奈良市肢体障害者福祉協会 年会費			
相手方	奈良市肢体障害者福祉協会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県・市の肢体障害者の自立と社会参加の活動推進を目的に社会奉仕活動、障害者に優しい福祉のまちづくり活動、講演会、文化活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・機関紙発行・県身体障害者体育大会・障害者安全運転フェスティバル研修会・奈良県脊髄損傷者への支援活動・奈身連相談員研修</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約100人</p> <p>◆効果：奈良県が取り組む障害者福祉政策における県身体障害者体育大会や障害者運転者協会の障害者福祉政策の一翼を担い肢体障害者の自立と社会参加活動の推進を実施されている。その事から奈良県障害者計画策定についての情報収集が可能である。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	1500円	総会・機関紙・活動運営費 R2年4月～R3年3月迄	
	合計	1,500円 ()		
備考	添付資料：総会資料等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

第53回
定期総会



奈良協章

議案書

奈良市肢体障害者福祉協会


「第五十二回奈股協定期総会」

奈股協事務局

平成三十一年(令和元年)四月二十日(土)今年も定期総会を開催することが出来ました。大変嬉しく思います。今年も元号も変わり令和となり、何か心を引き締めて新しい元号に対してチャレンジしようという気持ちです。毎年総会を迎えるたびに感ぜられるのは、会員の皆様の高齢化が進み、奈股協の年代を感ぜます中、例年の通り式次第にのっとり、粛々と進行いたしました。又公務多忙のなか、衆議院議員の殺書様、他県議会議員、市長、社会福祉協議会事務局課長、奈股協会長事務局長、参事、奈股協副会長事務局長、多岐の来賓を頂き大変有難う御座りました。祝辞の中には被害者への思い、今後の施策、奈股協への励まし、言葉を戴き大変嬉しく思っています。

次総会に欠かせない出席が宣言され、議事に入りまし。行事報告の中では、昨年引き続き、夏の異常気象の為に、月ヶ瀬へのブルベリ狩りや、や会員の皆様様の体調不順で、日帰り旅行が中止となり、報告出来なかつたことは大変残念に思われます。行事計画案、予算案等もスムーズに進め、無事終了となり、昼からの祝宴(イベント)に移りました。昼食の後、パワーポイントを見ながらのラジオ体操から始まり、奈股協大正琴の演奏、出し物の会のコーラス、きみか、森様のコーラスと続き、最後には、恒例のビンゴゲームで盛り上がり、第五十二回の総会を無事に終えることが出来ました。今年も無事に盛大に総会が出席されましたのも皆様のご協力のおかげだと思っております。





ひとと まちと つながる明日へ

三和建設株式会社

代表取締役社長 小林 伸嘉

本社 奈股市西大寺町1-3 三和西大寺町ビル2階 TEL.0742-36-1138 (代) FAX.0742-33-9496
大阪支店 大阪市中央区南本町4丁目5番7号東通ビル3階 TEL.06-6281-1838 (代) FAX.06-6281-1836

<http://www.sanwa-kk.co.jp>

平成31年、令和元年度 奈股協年間活動記録一覧

月日	曜	奈股協行事、会議、出席、参加	月日	曜	奈股協行事、会議、出席、参加
4月19日	金	總會準備 視覚障害者総会出席	令和. 1/8	水	奈良市長新年挨拶訪問
4月20日	土	奈股協第52回総会	1月16日	木	奈股協役員会議実施
4月27日	土	奈良県障害者運動者協会総会出席	1月27日	月	奈股協協議会出席
5月6日	月	總會反省会	2月3日	月	有償運営協議会出席
5月11日	土	奈良県脊髄損傷者協会総会出席	2月4日	火	奈股協協議会出席
5月14日	火	有朋各機関配布	2月9日	日	奈股協有志による焼き肉実施
5月18日	土	第6回奈良市議会報告会参加	2月18日	火	奈股協、相談員研修会
5月28日	火	市障連総会	2月25日	火	奈良市会議、市障連新年会参加
5月29日	水	奈良市パリアフリー基本構想協議会出席			
6月7日	金	奈良市自立支援協議会出席			
6月13日	木	奈良県脊髄損傷者協会役員会出席			
6月15日	土	奈良県身体障害者福祉協会連合会総会出席			
6月25日	火	奈良市社会福祉協議会評議員会出席			
7月9日	火	市障連会長会出席			
7月13日	土	般若寺イベント、模擬店出席			
7月23日	火	北和地区協議会出席			
8月25日	日	奈良ロイヤルホテル、いっぴみひん出席			
8月29日	木	奈良県脊髄損傷者協会会議出席			
9月1日	日	クリーニングアップ奈良参加			
9月4日	水	佐保の里(出逢いの会)訪問			
9月6日	金	市障連会長会出席			
9月14日	土	運転者協会安全運転フェスティバル参加			
9月21日	土	奈良県脊髄損傷者協会会議出席			
9月28日	土	奈良市ワークショップ出席			
10月1日	火	赤い羽根共同募金参加			
10月20日	日	奈良県身体障害者連合会体育大会参加			
11月9日	土	オーケムアミーゴ模擬店出席			
11月17日	日	御所市ボッチャー大会参加			
11月18日	月	日身運近畿ブロック福祉大会出席			
11月22日	金	社会福祉協議会総会出席			
11月29日	金	奈良市円滑促進協議会出席			
12月5日	木	障害者週間ティッシュ配り参加			
12月8日	日	手話口座出席			

◆、その他の活動について
①、出逢いの会
(年間コーラス練習 24回)
②、カラオケ愛好会
(年間実施 18回)
③、アングル
毎月第1金曜日
④、パン教室
毎月第1月曜日

奈良協 2020 年度行事計画 (案)

2020年4月1日～2021年3月31日

月 日	行 事 内 容	開 催 場 所
4月18日	53回奈良協定期総会中止	奈良市総合福祉センター
6月1日	日身連広島大会中止	広島県総合体育館
6月1日	奈良市心身障がい者・児福祉協会連 合会総会	奈良市総合福祉センター
6月13日	奈良県身体障害者福祉協会連合会総 会	奈良県社会福祉総合センター
6月1日	第12回奈良市障害者・児運動会	奈良市総合福祉センター
7月1日	奈良協写真部、アングル作品展	奈良市総合福祉センター エントランスホール
7月1日	奈良協月ヶ瀬会員合同研修会	月ヶ瀬福祉センター
9月1日	クリーンアップ奈良キャンペーン	奈良公園
9月1日	奈障運主催「第47回安全運転フェス ティバル」 安全運転競技参加	奈良県運転免許センター (新ノ口)
10月1日	赤い羽根共同募金運動参加	近鉄奈良駅周辺
10月4日	第33回奈良県身体障害福祉協会連合 会体育大会	奈良県立高等養護学校グラウンド (田原本)
10月1日～	日帰り研修旅行	——未定
11月18日	第40回日身連・近畿ブロック福祉大 会(和歌山大会)	和歌山
11月1日	第3回オータム・アミゴフェスタ (模擬店出店、コーラス出演)	奈良市総合福祉センター
11月1日	第43回奈良市障がい者・児作品展	奈良市総合福祉センター
11月1日	奈良県身体障害者福祉協会連合会主 催ハイキング教室	未定
11月1日	室内グランドゴルフ大会	奈良市総合福祉センター体育館
12月1日	障害者啓発週間(ティッシュ配り)	JR奈良駅周辺
12月1日	御所市福祉ぼっちゃん大会	御所市大正小学校

12月一日	奈身連主催寄せ植え教室	馬見塚広陵公園花見茶屋
01月一日	市長、福祉部長新年挨拶訪問	奈良市役所
01月一日	奈良市障害者新成人の集い	奈良市総合福祉センター
01月一日	第32回ふれあいタイム宣言マラソン大会	奈良市総合福祉センター
02月一日	奈身連健康クッキング教室	未定
02月一日	役員会（総会議案書と有朋作成の件）	奈良市総合福祉センター
03月一日	ぼっちゃん大会	奈良市総合福祉センター
03月一日	役員会	奈良市総合福祉センター

- 1、本部役員会議毎月第2火曜日に開催
- 2、奈肢協機関紙「有朋」年1回4月発刊
- 3、コーラス出逢いの会 毎月第1・第3水曜日練習
- 4、写真部アングル 毎月第1金曜日撮影会 雨天はセンターで勉強会
- 5、パン作り教室 毎月第1月曜日
- 6、グランドゴルフ 年2回程度予定
- 7、カラオケ愛好会 月1~2回予定
- 8、ぼっちゃん競技 年2回予定

奈肢協 2019 年度行事報告書

2019年4月1日～2020年3月31日

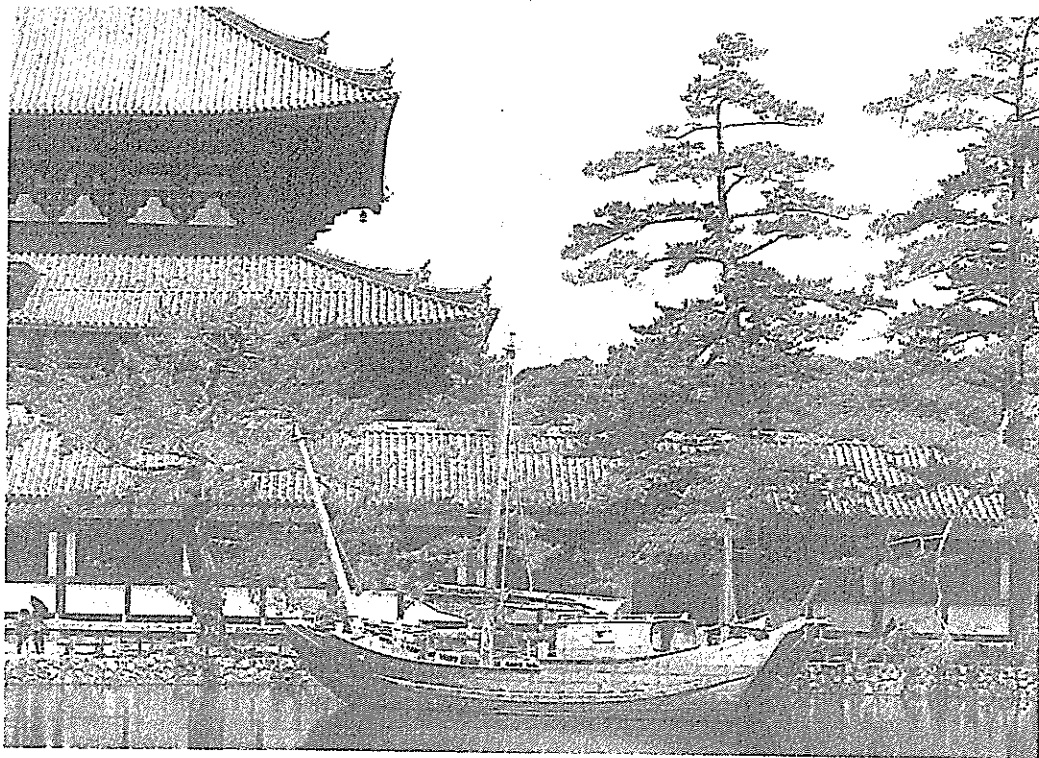
月 日	事 業 内 容	開 催 場 所
4月20日	第52回奈肢定期協総会	奈良市総合福祉センター
4月27日	第48回奈良県障害者運転者協会総会 出席	奈良市総合福祉センター
5月28日	奈良市心身障害者・児福祉協会連合 会総会出席	奈良市総合福祉センター
6月15日	奈良県身体障害者福祉協会連合会 総会出席	奈良県社会福祉総合センター
7月13日	般若寺、福祉祭り模擬店出店	般若寺駐車場
7月15～ 28日	写真部、アングル作品展	奈良市総合福祉センター (エントランスホール)
9月01日	クリーンアップ奈良キャンペーン	奈良公園
9月04日	奈肢協コーラス出逢いの会 佐保の里訪問	佐保の里
9月14日	奈障運、「安全運転フェスティバル」 競技参加	奈良県運転免許センター (新ノ口)
10月01日	赤い羽根共同募金運動	近鉄奈良駅周辺
10月20日	奈良県身体障害者体育大会参加	奈良県高等養護学校グラウンド
11月9日	オータム、アミーゴフェスター参加 模擬店出店	奈良市総合福祉センター
11月17日	御所市福祉ポッチャ大会出席	御所市大正小学校体育館
11月18日	第39回日身連近畿ブロック福祉大会 参加	大阪府堺市大阪国際障害者交流 センター (ピックアイ)
11月11日 ～24日	第43回奈良市障がい者・児作品展	奈良市総合福祉センター
12月5日	障害者啓発週間 (ティッシュ配 り)	JR奈良駅周辺
1月8日	市長公室、福祉部長新年挨拶訪問	奈良市町公室、福祉部長室
1月16日	奈肢協全体役員会議 (総会議案書、 イベント等、有朋原稿依頼)	奈良市総合福祉センター
1月19日	第31回ふれあいタイム宣言マラソン 大会	奈良市総合福祉センター

2月4日	奈良県障害者社会参加推進センター 県障害福祉課田中裕之課長補佐講演	奈良県社会福祉総合センター
2月18日	奈身連相談員研修会 「アイサポーター研修」 特定非営利活動法人奥田芳久副理事長講演	奈良県社会福祉総合センター
2月27日	役員会（コロナウイルス感染蔓延に伴い総会中止決定と今後の在り方についての話し合い）	奈良市総合福祉センター
3月15日	春咲きコンサート、中止	各、役員連絡作業

- 1、本部役員会議毎月第2火曜日に開催
- 2、奈肢協機関紙「有朋」年1回4月発刊
- 3、コーラス出逢いの会 毎月第1・第3水曜日練習
- 4、ハーモニー倶楽部 毎月第1・第3土曜日練習
- 5、写真部アングル 毎月第1金曜日撮影会 雨天はセンターで勉強会
- 6、パン作り教室 毎月第1月曜日
- 7、カラオケ愛好会月1~2回

南 朋

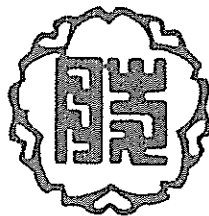
題字 奈良市長 仲川 げん



第53号



国際
シンボルマーク



奈肢協章

- 自立と社会参加の活動を
- 地域福祉を進めよう
- 魅力ある奈肢協をめざそう

発行

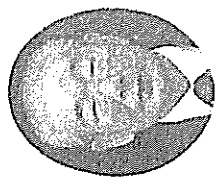
奈良市肢体障害者福祉協会

奈良市左京5丁目3番地の1 奈良市総合福祉センター内

TEL:0742-71-0770 FAX:0742-71-0773

目次

〔挨拶〕 矢野 修一 . . . 1	〔赤い羽根共同祭会活動〕 に参加して 奈股協事務局 . . . 9	〔カラオケ愛好会〕 佐保地区 森 漢司 . . . 17
〔挨拶〕 仲川 けん . . . 2	〔奈身連体育大会〕 に参加して 佐保地区 安田 清恵 . . . 10	〔パン教室〕に参加して 箕原地区 上田 和子 . . . 17
〔挨拶〕 福井 重忠 . . . 3	〔ボッチャ大会〕に参加して 東市地区 矢野 修一 . . . 11	〔コトラス出逢いの会〕 平城ニュータウン地区 藤井 慶江 . . . 18
〔挨拶〕 川井 哲也 . . . 4	〔第三十九回近畿ブロック福祉大会及び近畿ブロック相談員研修会〕に参加して 箕原地区 上田 和子 . . . 12	お知らせ 第四十五回奈良市障がい者・見作品展 . . . 19
〔挨拶〕 中垣内 清孝 . . . 5	〔第五十二回奈股協定期総会〕 奈股協事務局 . . . 7	文芸コーナー . . . 19
平成31年、令和元年度奈股協年間活動記録 . . . 6	〔障害者週間〕に参加して 佐保地区 森 漢司 . . . 14	会員募集 . . . 19
〔第五十二回奈股協定期総会〕 奈股協事務局 . . . 7	〔クリンアップならキャンペー〕に参加して 佐保地区 西久保 宏之助 . . . 8	事務局より . . . 19
〔安全運転フェスティバル〕に参加して 箕原地区 上田 勇 . . . 8	〔第二十一回アングル作品展〕に参加して 佐保地区 中村 重信 . . . 16	福井後記 . . . 19



挨拶

奈良肢体障害者福祉協会

会長 矢野 修一

会員の皆さん平成の時代は如何でしたか、昨年四月一日から令和に元号が変わり新たな元号の基で早一年が過ぎ令和二年の年に入りました。

世の中の変化、移り変わりも激しく、今の社会は第四次産業革命ともいわれ「人工知能、(AI) ロボット工学、自動運転車、量子コンピュータ」等々によりあらゆるものの開発がなされて、非常に便利で安全な社会になっては来てはいますが、今迄の常識が常識ではない世界になりつつもあり、高齢者には理解できない事も多々あります。

障害を持つ、我々も時代の変化や流れに対応してついて行かなければならない時ではありますが、何分体が思うようについて来てくれないのが現状ではないでしょうか、又天変地変、異常気象による自然災害にどう対応して行くかについても不安な気持ちがいっぱいであります。

こうゆう時代こそ障害者の皆さんと健常者の皆さんが共存し手と手を取りあい福祉の道を進んで行かなければならない時代に来ています。戦後に始まった障害者団体も年々高齢化が進み若い人が入会してこない、資金不足で思うような活動が出来ない、後継者がいない等の問題で会をいつまで続けられるかと言う不安な声も、あちこちで多く上がっています。

障害者に対する色々な施策や、対策も国や県、市の関係者も取り組んで頂いていますが、まだまだ課題の多い状況ではないかと思えます。今年には五十四年ぶりに、オリンピック、パラリンピック(オリパラ)が東京で開催される予定で有りましたが、新型コロナウイルスで1年延期となり、大変残念に思います。

今迄に無い新型のウイルスで、ワクチン等も無く、障害者や、高齢者は特に抵抗力も弱く、感染しやすいとも云われていますので、不要不急の外出を避け、自粛し一日も早い収束の日が来るのを祈りながら待ちましょう。

奈股協関連のグループ、「出逢いの会」も現在、活発に活動しております。「カラオケ愛好会」の皆さんも楽しく参加され歌って、お茶、コーヒを飲みながら、駄菓子を食べながら日頃のストレスを発散されていますので、お友達を誘い合いご参加ください奈股協も半世紀以上活動してきました。まだまだこれから今まで以上に活動しなければなりません、目標の一つでもあります魅力ある奈股協を作り、会員の皆さん全員が協力し合い盛り上げて、奈股協の存在価値を高めて有意義に令和の時代を生き抜きましょう。

最後になりましたが会員皆様のご健康とご活躍を祈念しましてあいさつと致します。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年 8月20日			
年会費名	奈良「正論」懇話会年会費			
相手方	奈良「正論」懇話会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 正論懇話会は、産経新聞の正論路線に共鳴、賛同する人の集まりです。現在、設置されているのは平成3年に最初に誕生した九州・福岡をはじめ、和歌山、奈良、千葉、京都、群馬、愛媛、仙台、大阪、名古屋、長州(下関)、三重、神戸の13カ所開催。</p> <p>◆本会の活動頻度 それぞれ年に4回の政治・経済等の講演会を開催。正論懇話会は産経新聞社が運営を全面的にサポート。講師には産経新聞の「正論」欄執筆メンバーや有識者を招き講演会を実施。又、月間正論・別冊正論の情報誌の配布。</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等 約100人</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	25,000円	令和2年度会費	
	合計	25,000円		
備考	コロナ感染防止の為活動縮小、懇親会は無し)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年 8月26日			
年会費名	草莽全国地方議員の会 年会費			
相手方	草莽全国地方議員の会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 草莽全国地方議員の会は、吉田松陰の「草莽崛起」論に賛同した、都道府県市区町村の現職議員及び元議員により構成される会です。 「草莽崛起」とは、「在野に活動する市民こそが世の中を変える原動力になる」という意味を踏まえて会員地方議員は、各地方自治体の情報交換を行いより良い地域づくり活動。 広報紙発行 講演会開催、研修会、歴史公民教科書の調査</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・講演会・研修会数回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・約30人</p> <p>◆効果：各自治体の安心安全、生活の向上等のために情報交換、「福祉も経済も安心安全もまず教育から」と心得、次代を担う子供達の教育問題の情報交換が可能 R1年9月より地域福祉における旧軍人・軍属等に関する福祉事務事業について質問調査を実施中。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5,000円	総会・講演会・機関紙 R2年4月～R3年3月迄	
	合計	5,000円 ()		
備考	添付資料 :			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

活動趣旨

草莽全国地方議員の会は、吉田松陰の「草莽崛起」論に賛同した、都道府県市区町村の現職議員及び元議員により構成される会です。

「草莽崛起」とは、「在野に活動する市民こそが世の中を変える原動力になる」という意味を持っており、「草莽の志士」である当会会員は、各地方自治体の情報を交換しながら、より良い地域づくりを推進してまいります。

1. 国際化時代であるからこそ誇りある日本人としての基軸を持ち、日本の歴史・伝統・文化を次世代に正しく継承し、「地域から誇りある国づくり」をすべく、積極的に活動していきます。
2. 各自治体の安心安全、生活の向上等のために情報交換を積極的に行い、住みやすい社会づくりのために地元の方々と自治体とのパイプ役をとしての役目を担います。
3. 福祉も経済も安心安全も「まず教育から」と心得、次代を担う子供達の教育問題に積極的に取り組むとともに、お手本となる大人として、自身の向上にも努めます。
4. 草莽全国地方議員の会を応援して下さる皆様のご意見も伺いながら、より良い地域作り、国造りに邁進します。
5. その他、時々々の情報を素早くキャッチし、協力して行動します。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年月日	令和 2 年 8 月 31 日			
年会費名	日本会議奈良・奈良北支部 年会費			
相手方	日本会議奈良北支部			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での政策立案・質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 日本会議は平成9年5月30日に設立された全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体。元号法制化の実現、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、アジア共生の祭典の開催、自衛隊PKO活動への支援、新憲法の提唱など「誇りある国づくりを」を提言。国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」と「日本会議全国地方議員連盟」が設立され情報交換や政策立案が活発にされている。 各種セミナーの開催</p> <p>◆本会の活動頻度 月1回程度</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・一般県民等 約50人</p> <p>◆効果：危機管理の情報収集・歴史の研究</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5,000 円	令和2年度年会費 (R2.4月～R3.3月)	
	合計		5,000 円	
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2・13 木 『平成31年度、奈良北支部の活動報告』
奈良市に報告 (奈良市中部公民館)

斎藤事務局長次長

2・23 日 奈良県護国神社「天長祭」参列
北支部勉強会・直会

支部役員・会員多数

〃 午後 天皇誕生日記念特別セミナー(ならまちセンター)
講師、皇學館大學教授 松浦 光修 氏

支部役員・会員多数

2・24 月 「拉致問題を考える 国民の集い in 奈良」に出席
(春日野フォーラム薨2F) 講演、横田 拓也 氏

大藤運営委員長ほか多数

3・22 日 奈良県護国神社 椿まつり奉告際に参列
境内、広報活動(入会募集・憲法改正チラシ)

大藤運営委員長ほか

以上

・令和2年8月

会員各位

日本会議奈良・奈良北支部

支部長 宮田 康弘

運営委員長 大藤 賀啓

支部年会費納入のお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当支部の活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

扱、新型コロナウイルス感染症のため私どもの活動も大きく制約され、対応に苦慮いたしております。また逆に私たちが失ったもの、取り戻すべき課題もより顕在化したものにとらえることができます。国難に立ち向わなければなりません。

尚、ご案内の通り、当支部の活動は主に会員各位にお納め願う年会費で行っております。ご無理を申し上げますが、令和2年度支部会費のお納め賜りますようお願い申し上げます。

お振り込みが本状と行き違いになってしまいましたら、不行き届きの段、ご海容の程お願い申し上げます。

敬 具

記

※一金5,000円 但 日本会議奈良・奈良北支部令和2年度年会費懇請額

※同封の「払込取扱票」がご利用いただけます。領収証がご入り用の方はその旨ご記入いただけますようお願い申し上げます。

※中央本部（日本会議事務総局）よりの年会費のお願いは別途本部より依頼状が届きますのでよろしくお願いいたします。

《”議決権行使書”のご説明について》

- 1)必須記入:会員本人が、記入日 及び 自筆署名(押印不要)して下さい。
- 2)賛否の意思表示欄: 賛成 反対 いずれかに ○囲み して下さい。
- 3)賛否の意思表示が無い場合は、その議案につき、支部長に委任したものとします。
- 4)本行使書の提出が無い場合は、全ての議案につき、支部長に委任したものとします。
- 5)本行使書の提出は、次の①②③のいずれかの方法でお願いします。

①ファクシミリで送信する。⇒ 0742-62-3559

②本行使書を一度PDFファイル化し、パソコン・メール添付で送信する。

⇒

③このまま郵送する。⇒〒630-8424 奈良市古市町1984 奈良県護国神社内
日本会議奈良北支部・事務局

《 議決権行使書 》

私は、本書をもって、令和2年度 日本会議奈良北支部 議案 の議決権を行使
致します。

令和2年月 月 日	自筆署名 押印不要
-----------	--------------

議案

1号議案: 令和元年度 事業報告承認に関する件。

賛否意思表示

賛成 反対

2号議案: 令和元年度 決算報告承認に関する件。

賛成 反対

3号議案: 令和元年度 監査報告承認に関する件。

賛成 反対

4号議案: 役員改選(案)承認に関する件。

賛成 反対

5号議案: 令和2年度 事業計画(案)承認に関する件。

賛成 反対

6号議案: 令和2年度 予算(案)承認に

賛成 反対

以上

※切り取らずにこのままご提出して下さい。

令和2年度日本会議奈良北支部事業計画（案）

事業年月日	事業内容
2年4月7日	日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年4月11日	新帝陛下ご即位奉祝県民の集い(中止)
2年4月12日	日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年4月15日	奈良県護国神社春季例大祭に日本会議奈良及び北支部として参列(規模縮小で斎行)
2年5月3日	憲法フォーラム「ライブ中継・YouTube」を日本会議奈良及び北支部として視聴
2年5月11日	日本会議奈良県本部運営委員会(中止)
2年5月31日	奈良県奉祝実行委員会事務作業(日本会議奈良及び北支部として参加)
2年6月19日	日本会議奈良県本部運営委員会(北支部役員として出席)
2年7月15日	日本会議奈良県本部運営委員会(北支部役員として出席)
2年7月25日	日本会議奈良県本部令和2年度総会・憲法改正講演会及び「山口采希」コンサート(北支部として参加)
2年8月15日	奈良県出身戦歿者追悼慰霊祭(奈良県護国神社で斎行)に日本会奈良北支部から参列
2年9月4日	自由民主党奈良県第2選挙区支部日本会議キャラバン隊来県 ※ 北支部からスタッフとして参加
2年9月5日	自由民主党奈良県第3選挙区支部日本会議キャラバン隊来県 ※ 北支部からスタッフとして参加
2年10月3日	南朝探訪の旅(北支部として参加)
2年10月22日	奈良県護国神社秋期大祭に北支部として参列
2年12月5日	百田尚樹先生憲法改正講演会(奈良県コンベンションセンター) ※ 北支部からスタッフとして参加

3年1月27日	伊勢神宮初詣(参拝を北支部会員に呼びかける)
3年2月11日	紀元節(橿原神宮に於いて北支部を始め各支部合同で署名活動の実施)
3年2月23日	<p>天長節(場所未定)</p> <p>※ 日本会議奈良本部と連動して奉祝事業等に北支部として取り組む</p>
3年3月10日	<p>陸軍記念日(奈良県陸軍墓地清掃)</p> <p>※ 各種団体と共に北支部として参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中国武漢発新型コロナウイルス感染拡大に備えた新しい様式の活動を実践していく ○ 憲法改正をめざした各種活動の実施 ○ 英霊への感謝と顕彰活動の実施(各慰霊祭等へ積極的に参加する)。 ○ 志し(憲法改正等)を同じくする各種団体との交流や勉強会へ北支部以下各支部と連動して積極的に参加する。

1号議案

令和2年 月 日

平成31年度・令和元年度 日本会議奈良北支部事業報告

平成31年

- 4・08 月 『日本の未来を守りたい』 公開憲法フォーラム参加
神道政治連盟(大阪・サンケイホールブリーゼ) 宮田支部長ほか
- 4・11 木 県本部4月運営委員会(奈良県神社庁)
天皇陛下御在位30年奉祝、奈良県民の集い要領 大藤運営委員長ほか
- 4・15 月 奈良県護国神社、春季大祭参列
境内、広報活動(入会募集・憲法改正チラシ) 大藤運営委員長ほか
- 4・20 土 天皇陛下御在位30年奉祝、奈良県民の集い 参加
(橿原神宮養正殿) 宮田支部長ほか多数

令和元年

- 5・01 水 奈良県護国神社、踐祚改元報告祭参列
(祭典後、神武天皇陵、橿原神宮、皇居 を遥拝) 熊代運営副委員長ほか
- 5・27 月 北支部運営委員会(奈良県護国神社参集所)
新帝陛下奉祝協賛について 宮田支部長ほか役員
- 5・29 水 『英霊にこたえる会』奈良県本部総会(奈良県文化会館)
時局講演会、竜谷大学教授・李 相哲 氏 宮田支部長ほか多数
- 6・08 土 第4回「正論」大阪シネマサロン『湾生回家』上映と講演会
講演、門田隆将 氏、台湾人と日本人の「親愛」 熊代運営副委員長
- 6・22 土 日本会議県本部、総会(奈良県社会福祉センタ)
時局講演会 自民党憲法改正推進審議役 福富 健一 氏 支部役員、会員多数
- 6・29 土 新しい歴史教科書をつくる会・奈良県支部 総会出席
(奈良商工会議所) 時局講演、グレンコ・アンドリー 氏 大藤運営委員長ほか
- // 日本会議奈良女性の会 総会(奈良県護国神社 参集殿)
講演「憲法改正とサイバー攻撃」衆議院議員・高市 早苗 氏 鳥山会員ほか多数
- 7・06 土 北支部総会(ホテル花小路)
総会後 第二部 設立10周年祝賀会 支部役員、会員多数
- 7・13 土 いこま ユー&アイ フェスタ 山びこ講座 出席
講演、「北朝鮮拉致被害者」蓮池 薫 氏 熊代運営副委員長ほか
- 8・15 木 奈良県護国神社戦没者慰霊祭参列
境内、憲法改正署名活動 大藤運営委員長ほか

- | | | | |
|-------|-----|--|-------------|
| 8・31 | 土 | 「救う会・奈良」講演会に出席（吉水神社、近鉄吉野駅下車）
講演、「天皇陛下と日本の領土と国民を守る」石平氏 | 熊代運営副委員長 |
| 9・14 | 土 | 「産経新聞大阪・正論」講演会（難波サンケイビル）
「講演」井上和彦氏 及び 山口あやき コンサート | 熊代運営副委員長 |
| 10・04 | 金 | 北支部運営委員会・会員情報交換会・懇親会
勉強会（新大宮・居酒屋道場） | 役員・会員 多数 |
| 10・22 | 火 | 奈良県護国神社秋季大祭参列
境内、広報活動（入会募集・憲法改正チラシ） | 大藤運営委員長ほか |
| 11・02 | 土 | 第14回救う会 奈良大会
講演、西岡力氏 及び 石平氏 | 大藤運営委員長ほか多数 |
| 11・09 | 土 | 「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」参加（東京1泊2日） | 植村顧問ほか会員多数 |
| 11・10 | 日 | バスツアー①「奉祝祭」・「祝賀式典」 ②「靖国神社正式参拝」 | |
| 11・23 | 土 | 奈良竹田研究会に参加
講師、竹田恒泰、『特別講座・古事記』 | 熊代運営副委員長 |
| 11・24 | 日 | 北支部忘年会（ホテル花小路）
支部設立10周年記念第2弾 山口あやきコンサート | 支部会員多数 |
| 11・26 | 火 | 天皇陛下皇后陛下 奉迎 提灯行列
樫原神宮駐車場～近鉄樫原神宮駅 | 支部役員・会員多数 |
| 12・08 | 日 | 大東亜戦争顕彰（関西実行委員会）に出席
（国民會館武藤記念ホール）講演、奥本康大氏 | 熊代運営副委員長 |
| 令和2年 | | | |
| 1・03 | 金 | 奈良県護国神社新春祈願祭参列 | 大藤運営委員長ほか |
| 1・19 | 日 | 「産経新聞大阪・正論」講演会（難波サンケイビル）
「講演」井上和彦氏 及び 新年会 | 熊代運営副委員長 |
| 1・25 | 土 | 奈良県防災講演会（奈良県文化会館）
講演、元陸自・陸上幕僚長 火箱 芳文氏 | 支部役員・会員多数 |
| 2・07 | 金 | 北方領土返還要求運動・奈良県民会議に参加
（奈良市西部会館3F）講演、経済評論家 上念 司氏 | 熊代運営副委員長ほか |
| 2・08 | 土 | 「歴史勉強会、東京裁判」に出席（ホテルKKR大阪3F）
講演、日本平和研究所理事長 小川 榮太郎 | 熊代運営副委員長 |
| 2・11 | 火・祝 | 紀元節・樫原神宮境内にて広報活動
入会募集・憲法改正チラシ配布 | 大藤運営委員長ほか多数 |

「草莽全国地方議員の会」通信

いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス(武漢ウイルス)感染者が、また増えていきます。東京では、百人を超えてしまいました。少し落ち着いたら総会を開催しなければと思つておりましたが、待つていては一向に開催することが出来ませんので、八月三日に、気をつけながら開催したいと思つております。

昨年の研修の講師は、山田宏参議院議員でしたが、地方議員からの質問に的確に答えて下さり、地方議員と国会議員がしっかりと情報を交換し結果をだしていく事の重要さを改めて再確認した次第です。

本年も、山田宏参議院議員よりお話しを伺いながら研鑽したいと考えております。

草莽全国地方議員の会

会長 松浦芳子
会長代行 二瓶文隆

総会・研修会のお知らせ

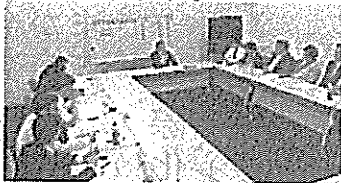
草莽全国地方議員の会 夏季研修

開催日時: 令和2年8月3日(月)
開催場所: 参議院会館 B109
講師: 山田宏参議院議員
「地方議員と考える日本のあり方」
参加費: 2000円(一般参加3000円)

開場: 13時30分
1400から1425 総会
1430から1600 講演・質疑
1600から1700 情報交換

1階ロビーで係の者がお待ちしております。

名札を作りますので、参加の場合は連絡下さい。議員(現・元)でなくても興味のある方はご参加下さい。お待ちしております。



令和元年の夏季研修の様子

靖国神社参道行進参拝のご案内

8月15日に靖国神社参道行進参拝

コロナウイルス感染者数が気になりますが、気を付けながらご参加下さい。

8時 幟準備
8時30分 大鳥居集合
各自写真撮影
8時50分 集合写真撮影

その後、手水舎前まで行進し、幟をスタッフに渡し、参拝
その後は、解散

参加費(幟準備) 1000円

参加議員(現・元)は、同封の葉書、FAXで連絡下さい。幟に氏名を記入します。

お手伝い頂ける方は、松浦までメールにて連絡下さい。



習近平主席の国賓招へい反対! 令和元年12月 新宿・銀座にて署名活動



参加議員

- 田沼隆志 千葉県議会議員
- 小島健一 神奈川県議会議員
- 大西宣也 町田市議会議員
- 二瓶文隆 江東区議会議員
- 興石且子 横浜市議会議員
- 伊勢田富士見 市議会議員
- 東みちよ 横浜市議会議員
- 山本光宏 大和市議会議員



裏面もご覧下さい。

- 松浦威明 杉並区議会議員
- 山本へるみ 元港区議会議員
- 松浦芳子 元杉並区議会議員

草莽全国地方議員の会

東京都杉並区高円寺南1-32-6

松浦方 FAX: 03-3311-7810

<http://www.soumou.info>

連絡先: info@matsuura-yoshiko.com(松浦)

連絡のつかない方もいましたが、15分だけ・・と駆け付けて下さった議員もおられました。お忙しい中ありがとうございました。

- 特別顧問 田沼隆志 千葉県議会議員
(前衆議院議員)
- 顧問 小磯 明 前東京都議会議員
森高康行 愛媛県議会議員
- 会長 松浦芳子 前杉並区議会議員
- 会長代行 二瓶文隆 江東区議会議員
- 副会長 小島健一 神奈川県議会議員
三井田孝欧 前柏崎市議会議員
吉田康一郎 中野区議会議員
- 事務局長 本橋弘隆 東京都議会議員
- 副会長兼事務局 辻村ともこ 狛江市議会議員
鈴木 誠 稲城市議会議員
- 幹事 和田有一朗 兵庫県議会議員
新井豪 埼玉県議会議員
せぬま剛 足立区議会議員
桜井秀三 松戸市議会議員
吉田あい 杉並区議会議員
小菅基司 秦野市議会議員
小坂英二 荒川区議会議員
山本へるみ 前港区議会議員
田中ゆうたろう 杉並区議会議員
伊勢田幸正 富士見市議会議員
- 会計 二瓶文徳 中央区議会議員
小林ゆみ 杉並区議会議員
- 監査 鈴木正人 埼玉県議会議員
山本光宏 大和市議会議員

習近平の国賓招へい反対！
署名活動（12月）

署名下さった方は、若い方が多く
「天皇陛下と握手をさせてはならない！」
と言って署名下さった方もいました。



田沼千葉県議



二瓶江東区議
山本元港区議
伊勢田富士見市議
東横浜市議会議員



草莽全国地方議員の会 趣旨

草莽全国地方議員の会は、吉田松陰の「草莽崛起」論に賛同した、都道府県市区町村の現職議員及び元議員により構成される会です。

「草莽崛起」とは、「在野に活動する市民こそが世の中を変える原動力になる」という意味を持っており、「草莽の志士」である当会会員は、各地方自治体の情報を交換しながら、より良い地域づくりを推進してまいります。

一 国際化時代であるからこそ誇りある日本人としての基軸を持ち、日本の歴史・伝統・文化を次世代に正しく継承し、「地域から誇りある国づくり」をすすべく、積極的に活動していきます。

二 各自自治体の安心安全、生活の向上等のために情報交換を積極的に行い、住みやすい社会づくりのために地元の方々と自治体とのパイプ役をとっての役目を担います。

三 福祉も経済も安心安全も「まず教育から」と心得、次代を担う子供達の教育問題に積極的に取り組むとともに、お手本となる大人として、自身の向上にも努めます。

四 草莽全国地方議員の会を応援して下さい。皆様の御意見も伺いながら、より良い地域作り、国造りに邁進します。

五 その他、時々の情報を素早くキャッチし、協力して行動します。

★応援して下さいの皆様へ★
当会は、会費と寄付金により活動しております。
ご支援のほどよろしくお願い致します。

振込先：草莽全国地方議員の会
ゆうちょ銀行
00880-3-214732

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

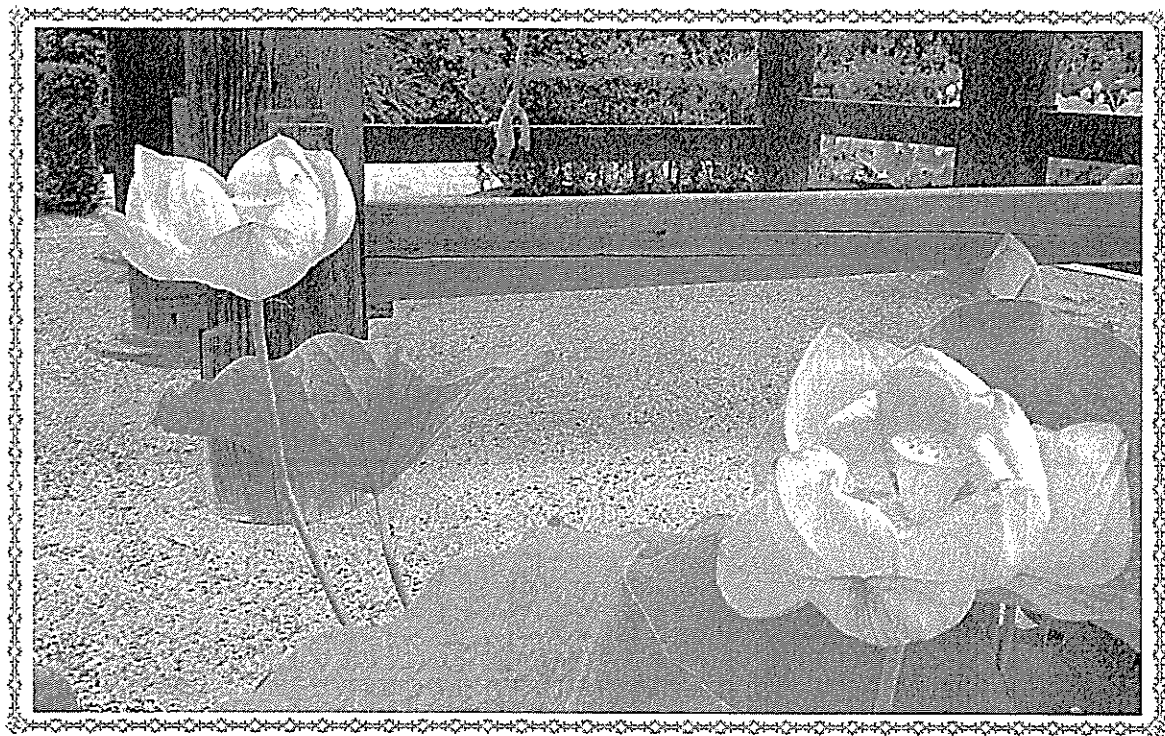
年 月 日	R2年9月29日			
年会費名	特定非営利法人 奈良難病連 賛助会員年会費			
相手方	特定非営利法人 奈良難病連			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	政務活動のため 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 機関誌「きずな」年2回発行 ホームページ運営、難病ピアサポーター事業、難病の講演会開催、難病患者就労支援 事業</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・学習会1回・医療講演会7回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民・従事者等約1000人</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5000円	機関誌発行・総会・講演会他等の会運営費	
	合計	5,000円 ()		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



No.60 R2.9.15 総会号

題字は故上田繁潔氏元奈良県知事によるものです。



(薬師寺の蓮の花)

目次

表紙・目次	1	ピアサポーター事業・医療講演会事業・就労支援事業	9
総会報告・寄付金・賛助会員様	2	各疾病の取り組み・団体一覧	10～11
2019年度事業報告書	3	国会請願署名・募金合計ご報告・役員名簿	12
2019年度活動日誌	4	指定難病特定医療受給者証更新手続き不要のご案内・ 就労関連事業のご案内	13～14
2019年度活動計算書	5	難病相談支援センター事業よりお知らせ・広告	15
監査報告・貸借対照表・賛助会員のお願い	6	広告	16
2020年度事業計画書	7		
2020年度活動予算書	8		

特定非営利活動法人 奈良難病連

〒630-8001 奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツ大宮II 106

TEL/0742-35-6707 E-mail/nara_nanbyouren@kcn.jp

URL: https://narananbyouren.jimdofree.com/

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年11月7日				
政務活動先	奈良商工会議所				
研修名	新しい歴史教科書をつくる会 11月例会 講演会 米中新冷戦下における「新しい公民教科書」の意義について				
参加者	国会議員 地方議員 都道府県民 60人				
参加目的	令和4年から高校教育におけるこれまでの「現代社会」の廃止に伴い、新たに設けられた科目である「公共」では、新学習指導要領の「目標」に「公民」としての資質・能力が三つに大別する形で列挙されていることから、中学教科の「公民」の調査をする				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	講師は新しい公民教科書の制作に当たられた「つくる会」理事の小山常実を迎えて、我が国が置かれている世界情勢を鑑みると、公共教育において、基本的な社会構造である国家論、国際社会論、家族論、地域社会論の四段階の社会構造の説明が存在しない。そのような中で新米中冷戦時代に入ったと言われている状況下でどのように高校で公共教育をするのか、今回の研修で、その問題点が浮き彫りとなった。奈良県においても18歳からの選挙権を踏まえて「公共」を正しく理解させる必要性があり、今後引き続き調査が必要である。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊交通費		円	内訳:	
	研修費	1,000	円	内訳:	
合計	1,000 円 ()				
備考	添付資料：当日の写真と資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

米中新冷戦下における『新しい公民教科書』の意義

『新しい公民教科書』代表執筆者・小山常実

はじめに

- ①バイデン民主党の「勝利」はアメリカの自死、ナショナリズムの敗北である。
*ダグラス・マレー『西洋の自死』2018年、東洋経済新報社
- ②グローバリズムへの再敗北と共産主義への初敗北である。
- ③「ポリティカル・コレクトネス」ファシズム(ポリコレ・ファシズム)の勝利
・アメリカは、オバマの時代に?、ポリコレと自虐史観の囚人となった。
- ④日本の公民教科書はほとんど、グローバリズム万歳、共産主義受け入れの思想
- ⑤『新しい公民教科書』は、グローバリズム・共産主義との闘いの中で生まれた
・自由社の『新しい歴史教科書』は文科省の不正検定によって検定不合格となった。
「中国様」への忖度から落とされた。
・9年ぶりに検定申請した『新しい公民教科書』はギリギリ検定合格した。
・『新しい公民教科書』の代表執筆者を務めた立場から、教科書を制作した目的は何か、その特徴とは何か、まとめていきたい。

一、『新しい公民教科書』を制作した目的

- ①家族、地域社会、国家、国際社会という四段階の社会の構造的説明
・信じられないかもしれないが、ほとんどの公民教科書には、昭和20年代以来、国家論も国際社会論も存在しない。
・10年ほど前から家族論も地域社会論も消滅してしまった。今回は、自由社と育鵬のみ。
- ②自由民主主義と資本主義の体制についてきちんと説明すること
・米中新冷戦の時代となり、共産中国の脅威が高まる中、自由民主主義と資本主義の長所についてきちんと理解しておく必要性が強くなっている。

二、四段階の社会の構造的説明

- ①家族に2単元4頁という分量を用い、地域社会に一単元を割いた。
・公民教科書全体の中では大きな特徴となっている。他社を見ると、家族論と地域社会論の単元を設けているのは育鵬社しか存在しない。
- ②国家の思想をきちんと展開
1) 平成23年版において公民教科書史上初めて本格的に国家論を展開した。
・今回も政治編の最初に置かれた単元14「国家の成立とその役割」と単元15「立憲主義の誕生」のなかで、国家の役割を以下の4つに整理して示した。
 - 1、防衛
 - 2、社会資本の整備
 - 3、法秩序、社会秩序の維持
 - 4、国民一人ひとりの権利保障
・単元14では、「政治権力の必要性」という小見出しを置き、13行用いて政治権力が生まれた所以を解説している。
・戦後の公民教科書は、昭和20年代以来、国家論も政治権力の必要性も記さないまま、

基本的人権、民主主義、国内の政治の仕組みについて説明していた。

・『新しい公民教科書』では、政治編の最初に国家論を学んだうえで立憲主義や民主政治、基本的人権、国内の政治の仕組みについて学習していく。このスタイルの方が、当然に生徒にとって理解しやすいであろう。

・他社はすべて国際編で主権国家について語るだけである。国内編で国家の役割として防衛ということを挙げれば、当然に9条への疑問が出てくるからである。

2) 愛国心、愛郷心、公共の精神を説く

・育鵬社以外は改正教育基本法を無視して、愛国心、愛郷心、公共の精神を説かない。日本社会をバラバラの個人に解体して、日本の防衛力を弱めたいから。

3) 自衛戦力肯定説の9条解釈があることを紹介した(84頁)

4) 「総合的な安全保障」という考え方(118頁)。

・食料問題、防災問題、水問題、エネルギー問題、医療保険問題などをすべて安全保障問題と捉える考え方を紹介した。

・多発する災害やコロナ・ウイルスの蔓延問題を前にして、ますます「総合的な安全保障」という考え方を広める必要性が増しているように思われる。

③国際社会論……公民教科書史上国際社会論も初めて展開した。

・国際社会を、国益をめぐって軍事力や経済力を使って競争しあいながら国際協調を図るものと説明する。

・敵国条項を明記……日本が差別された存在である現実を明らかにしている。

・今回初めて、国際社会を支える安全保障の構造を記した。

個別的自衛権、集団的自衛権、国連の集団安全保障という三段階の安全保障の説明

・国連の集団安全保障を現実にも担うPKO部隊と多国籍軍との区別も説明した。

・他社は、育鵬社以外の4社は国益の言葉さえ使わないし、敵国条項を書かない。

・他社の全ては、国際社会を支える安全保障の構造を説明しない。

三、自由民主主義と資本主義の体制について説明

①立憲的民主主義(自由民主主義)の体系を築いた

1) 「日本国憲法」の原則を以下の7原則で捉えた。

1・法治主義(法の支配)

2・三権分立

3・間接民主主義

4・権威と権力の分離に基づく立憲君主制(検定で「象徴天皇」に修正された)

5・国民主権

6・基本的人権の尊重

7・平和主義

・他社は、所謂三原則のみ

5・国民主権、

6・基本的人権の尊重

7・平和主義の三原則だけを取り上げ、

1から4までの立憲主義的な原則をわざわざ排除。非立憲主義的民主主義の立場。

・育鵬社以外は、フランス革命、ロシア革命、毛沢東独裁への憧れから国民主権などの3原則を採用している。

2) 育鵬社も含めて全社は、日本人差別のヘイト法を礼賛

・ヘイト法は法の下での平等を無視する法であり、人種差別撤廃条約にも違反する無効な法律である。ここにも、他社の非立憲主義が現れている。

②経済的自由、私有財産制の擁護……資本主義の体制について説明した。

・公民教科書史上初めて経済活動の自由に1単元2頁を当てた。

他社は、そもそも経済活動の自由の半頁しか使わない

・経済活動の自由が自由な精神を支えること、自由な精神があるところで民主主義が成立することを説いた。他社は、経済活動の自由の意義を説かない。

・「改憲」しなければ私有財産制廃止、社会主義制度導入をできないことを明記した。

他社は、社会主義実現のためには「改憲」が必要であると書かない。

・他社全ては、資本主義国家日本の公民教科書としてはとんでもない代物である。

少なくとも育鵬社以外は、社会主義革命に道を開くために、経済活動の自由を軽視する。

③中国の全体主義的性格、民族弾圧を記す

1) 米中新冷戦の時代に入ったこと、日本が自由民主主義体制の陣営に属することを記す。

——他社は、全てこのことさえも書かぬ。

2) 中国の体制を批判的に紹介した。

・共産党による一党独裁国家であること、党は国家国民より上位の存在であること、

・国際的にも法の支配を守らない国家であること

・中国の会社には共産党支部が置かれ、その指示に会社は従わなければならないことなど

——やはり、他社は全て、これらのことを書かぬ。

3) ウイグル、チベット、モンゴルへの民族弾圧を詳しく記した。

・世界における最も大きな人権問題は、ウイグルなどへの中国による民族弾圧である。

特にウイグル民族に対するジェノサイド政策は最悪のものである。

『新しい公民教科書』は、實際上、最も人権教育に力を入れた教科書である。

・対して、他社は、ほとんど無視していると言ってよい。

——香港やウイグル、台湾の問題を見ると、尖閣や南シナ海での中国の横暴ぶりを見ると、中国の体制批判を行う『新しい公民教科書』は、中国の無法な行動に対する日本からの公的な打ち返しとなる意味を多少とも持つのではないかと考える。

最後に——『新しい公民教科書』の意義

①家族から国際社会までの4段階の社会の説明……公民教育が第一にやるべきこと

②上のことが共産主義との対峙、グローバリズムとの対峙となる

・共産主義もグローバリズムも、国家解体、家族や地域社会解体で共通するから。

③怖ろしい話だが、4段階の社会の説明を行う教科書は『新しい公民教科書』のみ。

共産主義やグローバリズムと対峙する教科書も『新しい公民教科書』のみである。

・特に困難なのが、グローバリズム万歳の検定と対決することである。ナショナリズムの生存空間は80%存在しない。

付録 『新しい歴史教科書』検定不合格事件のダブルスタンダード事例

事例 1、日中国交正常化の記述

- ・自由社 271 頁 日本も 1972 (昭和 47) 年、田中角栄首相が訪中して日中共同声明に調印し、日中国交正常化が実現しました。
- ・東書 261 頁 中国とは、1972 年に田中角栄内閣が日中共同声明によって国交を正常化し、1978 年には日中平和友好条約を結びました。
- ・日文 277 頁……日中共同声明に調印して、国交が正常化しました。
- ・教出 267 頁……日中共同声明に調印して国交を正常化しました。
- ・帝国 269 頁……日中共同声明が調印され、……国交を正常化しました。
- ・育鵬社 272 頁……日中共同声明を発表して中国との国交を正常化し、
- ・山川 269 頁……日中共同声明に署名し、中華人民共和国との国交を正常化した。
- ・学び舎 270 頁……日中共同声明を発表しました。……こうして両国の国交が正常化されました。

全社が日中共同声明によって日中国交正常化がなされたとしている。しかし、他社は意見が付かず、自由社だけ欠陥箇所とされた。

事例 2、元寇防塁

- ・自由社 81 頁 元寇防塁 福岡県博多湾に築かれた石塁の跡 (福岡市提供)
- (i) 自由社と同じく、「復元」とは記さぬもの
 - ・教育出版 74 頁 「元寇防塁跡 (福岡市)」の写真
 - ・山川出版 82 頁 「博多海岸に残る石塁 福岡県」
- (ii) 「復元」と記すもの
 - ・東書 77 頁 「復元された防塁 (福岡市)」
- (iii) 「一部復元」と記すもの
 - ・育鵬社 83 頁 「現在に残る石塁 (一部復元)」

4 社に対して意見付かず。自由社のみ欠陥箇所とされた。

不正検定問題に関しては、拙ブログの以下の記事を見られたい。24 件のダブルスタ事例が掲げられている。

<https://tamatsunemi.at.webry.info/theme/81bc427079.html>

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和2年 11月 4日			
年会費名	奈良県防衛協会年個人特別会員			
相手方	奈良県防衛協会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	政務活動のため			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 機関誌発行 研修旅行、自衛隊式典イベント参加、講演会開催、自衛官募集活動・援護活動・災害支援</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回総会・講演会 自衛隊定期演奏会1回 奈良県防災講演会支援1回 自衛官募集活動支援随時 退職自衛官の援護活動支援随時</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約1000人 防災講演会・定期演奏会等は県民が1000人規模で参加</p> <p>奈良県内における自衛官の募集及び五条市への駐屯地誘致をめざす活動</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和2年度会費	10,000円	総会・講演会・「防衛協会会報」定期購読(R2.4月～R3.3月 12ヶ月分)	
	合計	10,000円 ()		
備考	添付資料：「防衛協会会報」			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

令和2年10月吉日

奈良県防衛協会会員 各位

奈良県防衛協会
会長 前田 武

令和2年度会費納入についてのお願い

謹啓 仲秋の候 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、奈良県防衛協会の運営に対しまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県防衛協会は、県民に対する防衛思想の普及と防衛基盤の育成等会の目的達成に向け、今年度も各種事業及び行事等を推進し、防衛省・自衛隊を支援していく所存です。

しかしながら、昨今の経済情勢の影響や会員の高齢化に伴い、年々会費収入が減少しつつあり、当協会の活動に影響を及ぼしかねない状況となっております。

つきましては、会員皆様におかれましては、本会活動の趣旨をご理解頂き、下記のとおり、今年度の会費納入にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会費の金額につきましては、下記会員様別会費一覧表によりご協力いただきたくよろしく願いいたします。

敬具

【会員様別会費一覧表】

個人特別会員	10,000円以上
個人普通会員	2,000円以上
法人特別会員	50,000円以上
法人普通会員	10,000円以上

※ 振込につきましては、ゆうちょ銀行又は南都銀行の振込用紙を同封しておりますので、どちらか一方をご使用ください。

※ 納入いただきました後に、本書が届きましたときは、何卒ご容赦ください

<お問い合わせ先>

奈良県防衛協会事務局

住所 〒630-8306

奈良市紀寺町826 奈良至誠会館内

電話 0742-35-5040

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和 2年 11月 16日			
年会費名	中核市奈良 21 研究会年会費			
相手方	(株) 奈良市民新聞社			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良市民新聞社が提唱して発足、世界遺産のあるこの奈良を愛するものが一同に集い、先人が残してくれた貴重な遺産をどのように後世に伝えていかなければならないか、奈良のもつ「いにしへの香り」を大事にして、まちづくりを 考え新しい未来と世界に向かって大きな飛躍、発展に役立つ提言、その方途策定の研究することを目的とし、シンポジウム、講演会などを開催し、実りの多い歩みを続け、多数の方々の参加を得ている。</p> <p>◆本会の活動頻度 年 2 回の政治・経済等の講演会を開催</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等 約 100 人</p> <p>◆効果：</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	20,000 円	年 2 回の講演会 R2 年 4 月～R3 年 3 月 (12 ヶ月分)	
	合計	20,000 円		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

「中核市奈良21研究会」

—継続ご加入のお願い—

謹啓 会員各位におかれましては、ご健勝にお過ごしのことと存じます。平素は「中核市奈良21研究会」の運営に対しましては何かとご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。令和2年度も多数の会員様のご協力をいただいております。

さて、同研究会は、奈良の持つ「いにしへの香り」を大事にしてシンポジウムや講演会を通じて、まちづくりを考え新しい未来に向かって大きな飛躍・発展に役立つ提言その方途策定の研究することを目的としております。今年度は、大変な新型コロナウイルスが蔓延し感染防止のために例会を延期して第1回は、前奈良県立大学の伊藤忠通学長をお迎えし、～新型コロナウイルス～『奈良観光の対策と提言』と題し時局講演会を開催いたしました。第2回例会は、1月末に開催を予定しております。

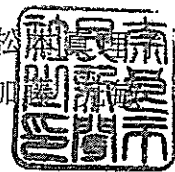
来年度も時宜にかなった例会をご提案させていただき、“奈良のあるべき近未来像”を、皆様とともに研究していきたく思っております。

つきましては、研究会の趣旨にご賛同を賜り、ぜひとも引き続き本会の会員としてご継続いただきますようお願い申し上げます。

敬具

令和2年10月吉日

中核市奈良21研究会 会長 松
奈良市民新聞社 編集長 加



記

例 会	年2回開催（5月例会・10月例会）
年会費	20,000円
振込先	南都銀行 [REDACTED] 奈良市民新聞社

お問い合わせ「中核市奈良21研究会」事務局 ☎0742-30-3669

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 自由民主党 植村佳史				
年月日	令和 2 年 12 月 2 9 日			
年会費名	新しい歴史教科書をつくる会年会費			
相手方	新しい歴史教科書をつくる会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 機関誌発行 講演会開催、歴史公民教科書の調査</p> <p>◆本会の活動頻度 年 1 回総会・講演・研修会を年 2 回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約 100 人</p> <p>◆効果：中学校・高校の歴史・公民教科書の調査に有効な資料と研修会を受講。R1 年 12 月 11 日 文教くらし委員会で新科目「歴史総合」の特徴について質問を展開</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	1,500 円	総会・講演会・機関紙 R3 年 / 月 ~ R3 年 3 月迄 3 ヶ月分	
	合計	1,500 円 ()		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

植村 よしふみ 様

112-0005
文京区 水道 2丁目 6-3日本出版協会ビル
203号室

20201211000000920

03-6912-0047

ご 請 求 書

お知らせ

日頃のご支援に感謝いたします。
さて、貴方様の会費期限および支払期限は右記の通りでございます。
お支払いは下添の払込取扱票により、裏面のコンビニエンスストアまたは郵便局でお願いします。
尚、当会はSMB Cファイナンスサービス株式会社に「料金収納代行事務」を委託しています。
当会は皆様の年会費によって成り立っているボランティア団体です。引き続き、ご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。

*詳細は裏面をご参照下さい。

下記の通りご請求申し上げます。

ご利用年月	2021年 1月
ご請求金額	6,000円
お支払期限	2021年 3月 31日
ご請求年月	2020年 12月
お客様コード	305490000001

払 込 取 扱 票

通常払込料金
加入者負担

東京	口座番号	百 十 万 千 百 十 番	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円
	0 0 1 5 0 0	3 5 1 7 7 6		6 0 0 0
加入者名	新しい歴史教科書をつくる会		料金	特殊取扱
ご依頼人・通信欄	630-8144 奈良県奈良市東九条町106 植村 よしふみ 様			
CVS収納用	 (91)908082-0131120201211000000920 210331-0-006000-5			
代行会社SMB Cファイナンスサービス(株)	支払期日	2021年 03月 31日		
裏面の注意事項をお読み下さい。		(私製承認 東 42329号)		
これより下部には何も記入しないでください。				

払込金受領証

口座番号	0 0 1 5 0 0	通常払込料金加入者負担
	百 十 万 千 百 十 番	
	3 5 1 7 7 6	
加入者名	新しい歴史教科書をつくる会	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	6 0 0 0
ご依頼人	630-8144 奈良県奈良市東九条町106 植村 よしふみ 様	
料金	受付局日附印	
特殊取扱		

払込受領証

(コンビニエンスストア)

払込人氏名	植村 よしふみ 様
お客様コード	(305490000001)
	(20201211000000920)
金額	6,000円
受取人	新しい歴史教科書をつくる会
受領印	
収入印紙貼付欄	
受領日附印	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで郵便局にお出しください。

郵便局でのお支払の場合、左側の2枚だけをお出しください。

お知らせとお願い

◎コンビニエンスストアで払い込む場合の注意

- (1) 下記の払込票は機械で処理しますので、本票を汚したり、曲げたりしないで下さい。
- (2) 「払込取扱票」の金額訂正はできません(訂正した場合は郵便局での払込みとなります)。
- (3) 住所変更等がある場合は新住所がわかった時点でTEL・FAX・ハガキなどでご連絡下さい。
- (4) 表面の「お支払期限」を過ぎた場合はコンビニでの払込はできません(郵便局での払込は可能です)。

◎ご寄付・資料購入は郵便局での「払込」をお願いします

会費払込みと併せてご寄付、ビデオ購入、会報購入および会員種別変更(正会員～普通会员など)、住所変更などを行うことができます。

- (1) 下に添付したコンビニ併用の「払込取扱票」をご利用になる場合は金額を訂正し、通信欄に必要事項をご記入下さい。
- (2) 同封の郵便局専用の「払込取扱票」をご利用になる場合は記入欄に必要事項をご記入下さい。

○本年度会費請求について

- 1 回目請求: 貴方様が入会された年の「月」の一ヶ月前に本払込取扱票をお届けいたします。
- 2 回目請求(再請求): その後、3ヶ月経過後もご入金がなければ再請求のため本払込取扱票をお届けいたします。

○会費期限について

入会月日の2ヶ月後までにご入金がなければコンピューター上の期限は切れます。その結果、その後発行される会報「史」はお届けできません。また、都道府県支部への名簿開示もできなくなります。

○会員の種別と会費

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◎普通会員: 6,000円 | ◎正会員: 12,000円 |
| ◎賛助会員: 100,000円 | ◎法人会員: 300,000円 |
| ◎学生会員: 3,000円 | ◎家族会員: 3,000円 |

*学生会員・家族会員への種別変更については同封の「会費納入についてのお願い」をご参照の上、変更願います。

お支払についてのお願い

郵便局でお支払の場合は表面左側の2票だけをお出しく下さい。
コンビニエンスストアでお支払いの場合は3票ともお出しく下さい。

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

ご注意
この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

お支払場所

バーコードのついている払込取扱票は次のコンビニエンスストアでお支払いが出来ます。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ○セブン-イレブン | ○ミニストップ |
| ○ローソン | ○am/pm |
| ○ファミリーマート | ○スリーエフ |
| ○デイリーヤマザキ | ○セーブオン |
| ○ヤマザキデイリーストア | ○ポプラ |
| ○サンクス | ○ココストア |
| ○サークルK | ○HOT SPAR (関東・東北・沖縄) |
| ○セイコーマート(北海道・関東地区) | ○コミュニティストア |

SMBCファイナンスサービス(株)と左記コンビニエンスストアとは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。

ご注意
金額訂正払込票はコンビニエンスストアではお取り扱いできません。

この受領証はコンビニエンスストアでの払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

ご挨拶

謹啓 新型コロナウイルス禍の中、皆様にはお元気で日々お過ごしでいらっしやいますでしょうか。

平素より教科書改善のためにご尽力を賜りますことに、改めて御礼申し上げます。お陰様をもちまして、当会は一月三十日で創立から二十三年を迎えました。

この間、私どもは計五回（平成十三、十七、二十一、二十三、二十七年）の教科書採択戦に挑んでまいりましたが、残念ながら採択数を伸ばすことが叶わないまま、今日に至っております。それでも、私どもの運動の甲斐もあり、中学校教科書から「従軍慰安婦」の記述が消えるなど、他社教科書の教科書改善に大きく寄与してきたことは間違いなく、皆様と共に歩んできたこの二十三年間は、大変意義深いものであったと誇りに思っております。

しかしながら、今年の文部科学省による検定の結果は、この二十三年間、私どもの運動によって積み上げてきたもの全て無に帰さしてしまうほどの衝撃的なものでした。

まず、ご承知のとおり、自由社の『新しい歴史教科書』が不合格となりました。さらに、三月二十四日に文科省により発表された検定結果によれば、「従軍慰安婦」が復活し、南京事件に関する根拠もない記述や「沖繩捨て石作戦」などの記述が検定に通るなど、各社の自虐史観が一層強いものになりました。

もはやこの流れは、単に「自由社教科書不合格」というある意味小さな枠の話ではなく、文科省内部の自虐史観肯定派が完全に検定を思うがままに動かしているという、日本の教育行政にとって信じがたい、危機的な事態が生じているといっても過言ではありません。

私どもはいかに文科省と厳しく対峙することになっても、総力を挙げて今回の工作を打破し、その体制を粉砕しなければなりません。これは当会にとって最大で、最後の大事な仕事となるやもしれません。会の存亡をかけて、文科省の検定制度にメスをいれる覚悟です。

この事態突破には皆様からのご支援がなしでは決して成り立ちません。会員の皆様におかれましては、どうか引き続き、当会に篤きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、ご自愛の程、心より祈念申し上げます。

謹白

令和二年十二月吉日

新しい歴史教科書をつくる会
会長 高池 勝彦

会員各位

新年度会費納入についてのお願いと事務局からのお知らせ

平素より、当会活動にご尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

- ① 本状は、令和三年一月中に更新時期を迎えられる会員の方々に対して、当会の近況をご報告するとともに、新年度会費納入のお願いをするためにお送りするものであります。
- ② コンビニ併用「払込取扱票」のご使用に際しては、「払込取扱票」(裏面)記載の「お知らせとお願い」をご参照下さい。
なお、市町村合併等による住居表示変更の場合も、この「お知らせとお願い」に準じて行って下さい。
- ③ 新年度の会費は令和三年分とし、既往のご入会日の対応日から一年分となります(例えばご入会が令和二年一月十日であれば、新年度の会費は令和三年一月十日から令和四年一月九日まで)。
- ④ ③の通り会員番号は継続しますので、前回と同様領収証の発行は省略させて頂きたく、特に領収証ご入用の方は、その旨ご連絡下さい。
- ⑤ 平成十五年より「学生会員」「家族会員」制度が設けられています。
ご家族でご入会の方で、今回、種別変更を希望される場合は、通信欄に変更の旨と必要事項を明記し、希望種別の年会費(家族会員、学生会員共に三、〇〇〇円)に金額訂正の上、郵便局にてお払い込み下さい。

子供たちの明るい未来のため、私共も全力で活動に取り組んで参ります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

【参考】

- ◆学生会員 国または地方公共団体もしくは学校法人の設置する学校に所属する者のうち、小学校から大学院までの学生
必要事項 ①氏名 ②学校名 ③学年 ④学籍番号(高校生以下は不要)
⑤郵便番号・住所・電話番号
- ◆家族会員 既会員(普通会員・正会員・賛助会員)と同居または生計を一にする家族(親子・配偶者・兄弟姉妹・孫)
必要事項 ①本人の氏名
②既会員の氏名と住所(会員番号を記入すれば住所は不要)
③本人との続柄
④本人の郵便番号・住所・電話番号

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年月日	令和 3 年 1 月 6 日			
年会費名	日本会議 正会員 年会費			
相手方	日本会議			
年会費支払目的	情報収集を行い、議会での政策立案・質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 日本会議は平成9年5月30日に設立された全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体。元号法制化の実現、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、アジア共生の祭典の開催、自衛隊PKO活動への支援、新憲法の提唱など「誇りある国づくりを」を提言。国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」と「日本会議全国地方議員連盟」が設立され情報交換や政策立案が活発にされている。</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回の総会・各種支部総会・講演会2回 機関紙「日本の息吹」発行年12回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・一般県民等 全国約50,000人</p> <p>◆効果：R2年2月議会一般質問で「臓器移植」・「少子高齢化対策」を質問・憲法論議の意見書提案等</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	1,666円	機関紙「日本の息吹」年12回の配布と年1回の総会と各支部での講演会 R3年2月～R3年3月分 (2ヶ月)	
	合計	1,666円		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会員各位

会費ご継続のお願い

平素より本会の「誇りある国づくり」に向けた国民運動に多大なるご支援ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

貴殿におかれましては【令和三年一月】と持ちまして会員期間が満了となっております。

今般の新型コロナウイルス感染症が終息していない現在、皆様には生活上様々な苦勞ご不便の日常をお送りと拝察いたします。そうした中で実に恐縮に存じますが、左記の要項をご高覧の上、引き続き本会会員ご継続賜りご支援いただきますよう謹んでお願い申し上げます。

記

【本ご継続のご案内は、先月末お届けし致しました水色の封筒のご案内と同じ内容でございます。行き違い等での重複のご入金にご注意たまわれますようお願い申し上げます。】

一、会費期間満了時期 令和三年 一月

一、ご送金の方法について

同封の払込票（コンビニエンスストア・郵便局共用）をご利用下さい。

一、ご送金に関するお願い

事務手続きの関係上、お早めにご納入賜りたくお願い申し上げます。

一、金融機関の送金払い込み控えをもちまして領収書に代えさせていただきますが、別途必要な方は本会事務局までご連絡下さい。

※十二月二十日ご入金まで確認しております。本状と行き違いでご送金済みの際は、何卒ご海容のほどお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 日本会議事務局（担当）

〒一五三〇〇四二 東京都目黒区青葉台三十一番一六〇一

電話 〇三三四七六―五六二一 FAX 〇三三四七六―五六二二

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和3年2月27日				
政務活動先	セイセイビル				
研修名	憲法学習会 コロナ禍と緊急事態				
参加者	行政 議員 県民 30人				
参加目的	緊急事態宣言発出の折に、知事の権限と責任は現憲法下で何ができるのかの調査				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	<p>コロナ対策の改正特別措置法が成立したが、その内容と新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が発出されているが、6府県について、どのような効果があったのか？</p> <p>今後も外出自粛要請を継続するなど感染再拡大への警戒体制が続いている中で、第4波が来た時にどのように対処できるのか？</p> <p>【※研修受講の効果】2月議会一般質問で奈良県としての今後の緊急事態宣言発出の時にどのように対応するべきかを質問する。</p>				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	生駒駅南自動車駐車場		駐車場代	500円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	1,000円	内訳:		
	合計	1500円 ()			
備考	添付資料：当日の写真と試料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

コロナ禍と緊急事態、そして中国

（1）先が見通せないという不安とその要因

○コロナ禍のなかのメディアの暴走

- ・政治問題化したオリンピック開催、森発言……
- ・進まない緊急事態対策
- ・人口減少スピードを時計の針を十年進めたコロナ禍

※令和二年は約84万（推計）で過去最低は確実。では、平成三年の推計は？

○傍若無人の中国

- ・香港国安法、ウイグル問題、そして海警法

（2）コロナ禍のなかで緊急事態をどう考えるか

○現状で収束するのか …… 今度も結果オーライなのか

- ・特措法改正（知事・時短要請に行政罰）、感染症法改正（市長・検査拒否に罰則）。
しかし、行動規制はお願いベース

- ・医療は逼迫しているか

※千人当たりの病床数は13・1床で世界トップ。しかし、医師数は千人当たり2・29で世界55位。公立病院と民間医院の問題。

※国や知事は、病床の利用方法も、いくつかの病院にコロナ患者を集約し、そのほかの病院を非コロナ患者受け入れ先にするといったことも命令できない。県医師会との調整が必要。患者の県外輸送も原則不可能。

- ・一歩先の事態となれば、要請↓自粛では対応は不可能。

※誰が国民の生命を守るとのメッセージを出すのかという根本問題がある

○問題は強制力の行使をどう根拠づけるのか

- ・護憲派の「法律で強制力可能」主張

※憲法問題論議へのサボタージュ

- ・憲法の「公共の福祉」は何にでも適用できない
- ・私権制限（移動の自由の制限）なしに感染爆発は防げるか

（3）緊急事態とは何か

○緊急事態対応で日本は世界の「例外」

- ・緊急時対応は災害対応のみ（災対法の災害緊急事態）

○世界の常識は「緊急事態」条項の発動、もしくは私権制限条項（緊急事態条項を前提とした）のある感染症法 【ブックレット】12頁 16頁

○平時から緊急時への切り替えこそ必要

・今ある法律では限られる権限。平時には最適だが、緊急時には不適（医療体制）。

(4) 私権制限は可能か

○緊急事態法制の「制度設計」 【ブックレット】23頁

○緊急事態下の憲法が必要 【ブックレット】25頁

(5) 海警法の中国 自衛隊の即応態勢が必要

○徹底した国際法違反

- ・国際法の定義を変える「管轄海域」（中国の海、第一列島線の内側ほぼすべて）
- ・公船、軍艦への武器使用
- ・「管轄海域」では許可なき「建築物」は違法化。
- ・軍事組織として海警

○大きく変わる尖閣警備の様相

多角と統合

泉本 意味と又字と上下はあるか？

岡田 歴史は実態だが、法律上の意味とちがふか？

○国会議員に意味の議論の場をよむか？

岡田 やな事もあつかうか？

スリージが変更された。

中国海警艦、スリージをやっている。

憲法改正実現

憲法学習会

◎ コロナ禍と緊急事態(現行憲法で国民の生命・財産は守れるのか?)

・日時 令和3年2月27日(土) 午後1時00分～午後4時15分
(受付午後0時30分～)

・会場 セイセイビル 会議室401号
(近鉄生駒駅下車 南へ徒歩3分) TEL 0743-73-0500

・講師 日本政策研究センター所長 岡田邦宏
講師略歴 昭和27年和歌山県生まれ、京都大学工学部卒、日本政策研究センターの設立に参加、月刊誌「明日への選択」編集長、日本政策研究センター副所長を経て、平成20年より現職。

・テキスト「誰でもわかる Q&A 緊急事態条項」 (300円)

上松

・関連書籍「誰でもわかる Q&A 自衛隊明記と憲法改正」(300円)

「改訂新版 なぜ今、憲法改正が必要なのか」(450円)

多田性と統合サ重等

「これがわれらの憲法改正提案だ」(1200円)


※以上の関連書籍は当日、会場で入手出来ます。

・参加費 1000円(テキスト代、当日配布資料代及び会場代)

・参加申込 2月25日(木)までに FAX または電話

尚、学習会後の懇親会につきましては、今般は中止と致します。

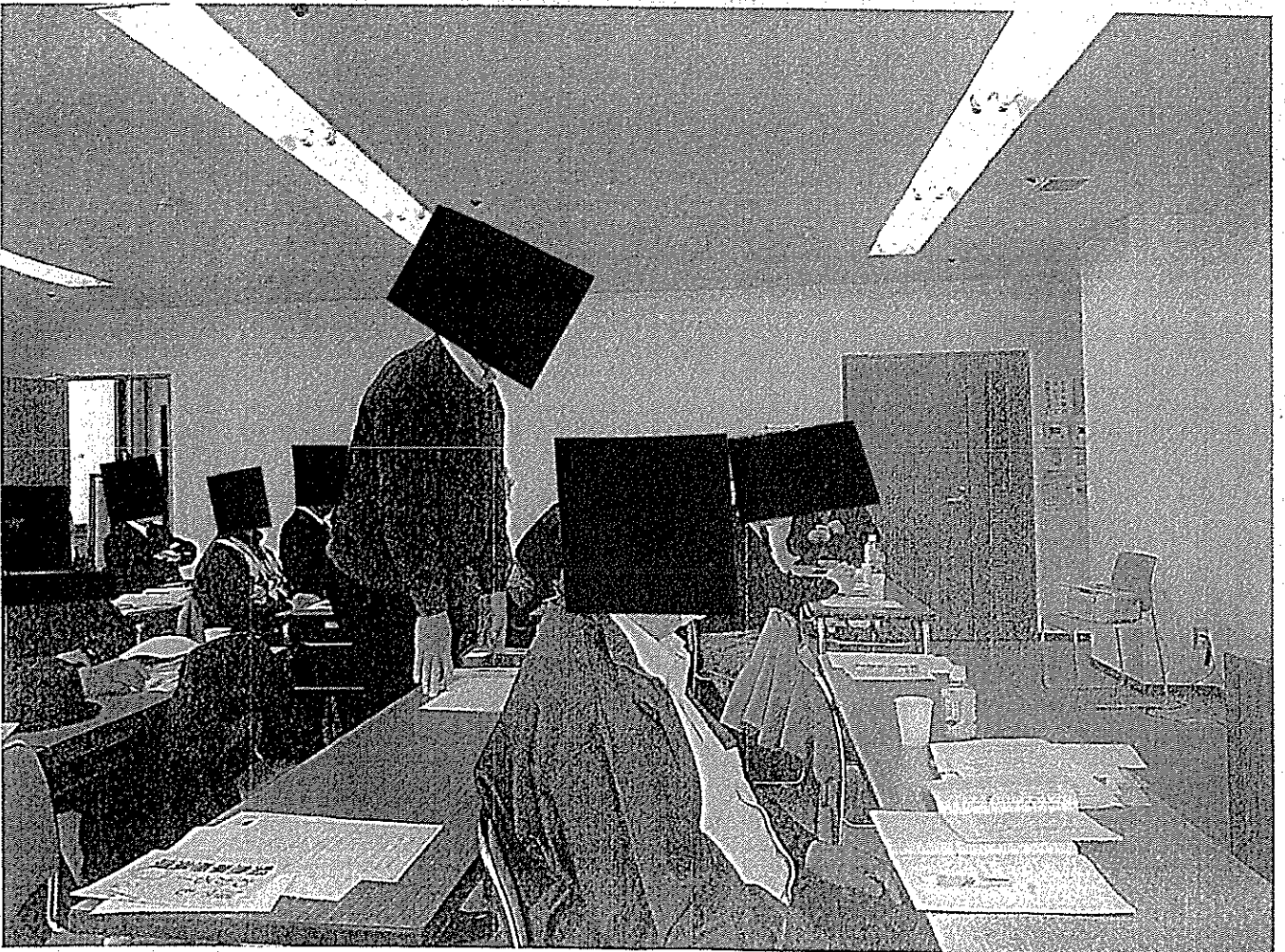
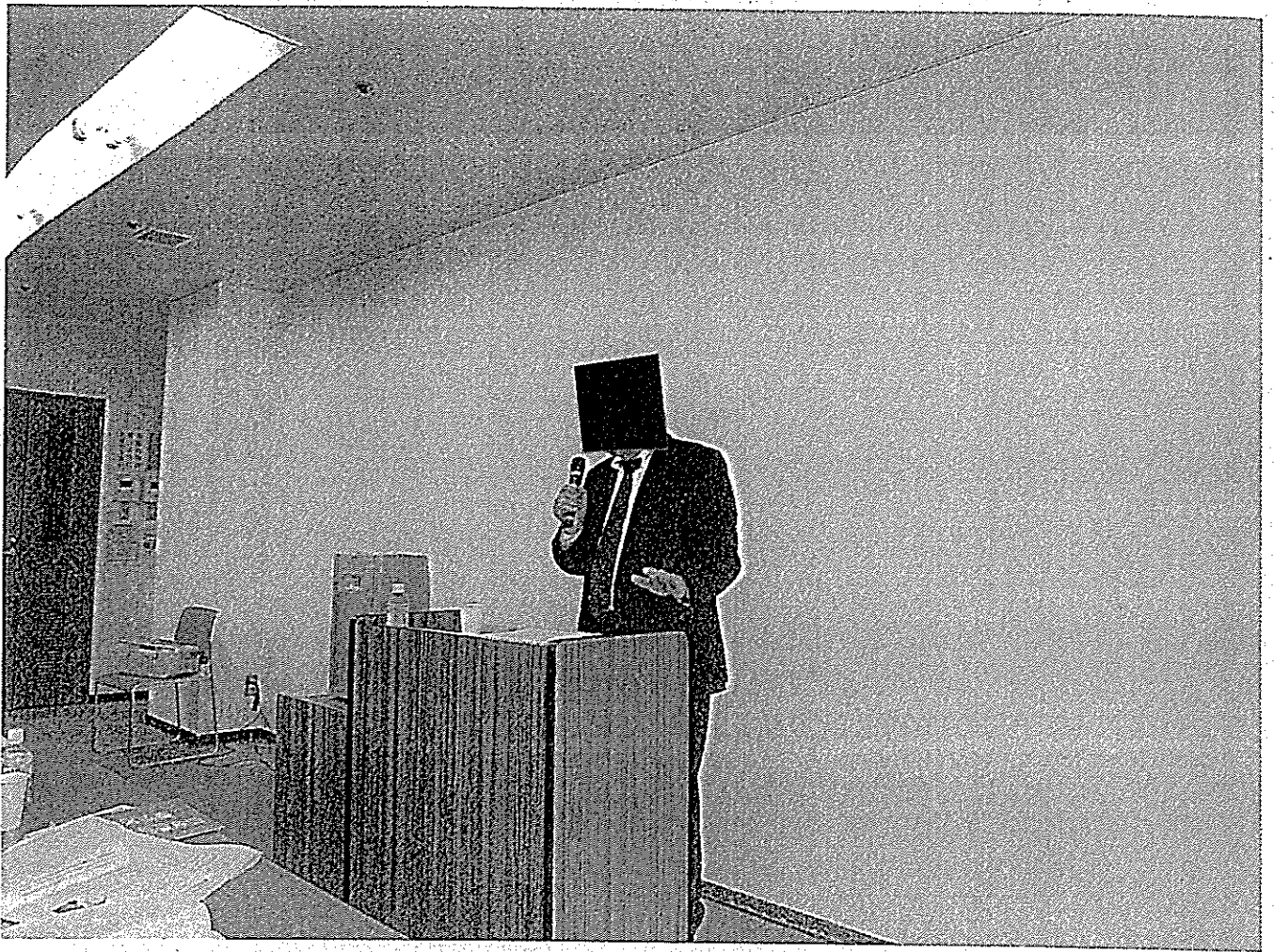
主催 日本政策研究センター奈良まほろばフォーラム

(申込先) 代表 上松昌美 (携帯) 
(FAX) 0743-73-5588

(FAX 参加申込用紙) 切り取らずに FAX してください

(お名前) _____ (TEL) _____

(ご住所) 〒 _____



政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和3年2月28日				
政務活動先	いかるがホール				
研修名	聖徳太子シンポジウム 主催：奈良県				
参加者	行政 議員 県民 350人				
参加目的	2021年は聖徳太子没後1400年の年にあたり、奈良県では聖徳太子とその時代をテーマにした様々な取り組みを予定されています。その皮切りとして本シンポジウムに参加して政策に活かす				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	本シンポジウムでは「聖徳太子信仰と伝承」に焦点を当て、法隆寺管長をお招きした基調講演や聖徳太子研究の第一人者の方々によるパネルディスカッション、バーチャルリアリティコンテンツ「国宝聖徳太子絵伝」上映や藪井佑介氏によるスペシャルコンサート等が行われ、聖徳太子の事績と魅力が理解できた。 ※効果 令和3年度予算として「なら記紀・万葉プロジェクト」の推進 ①「なら記紀・万葉プロジェクト」の推進（聖徳太子没後1400年事業）（73,562千円）が計上された内容の調査ができた。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	いかるがホール	いかるがホール	天理IC→法隆寺IC	420円	
	いかるがホール	いかるがホール	法隆寺IC→天理IC	420円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	円	内訳:		
合計	840円 ()				
備考	添付資料：当日の写真と試料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

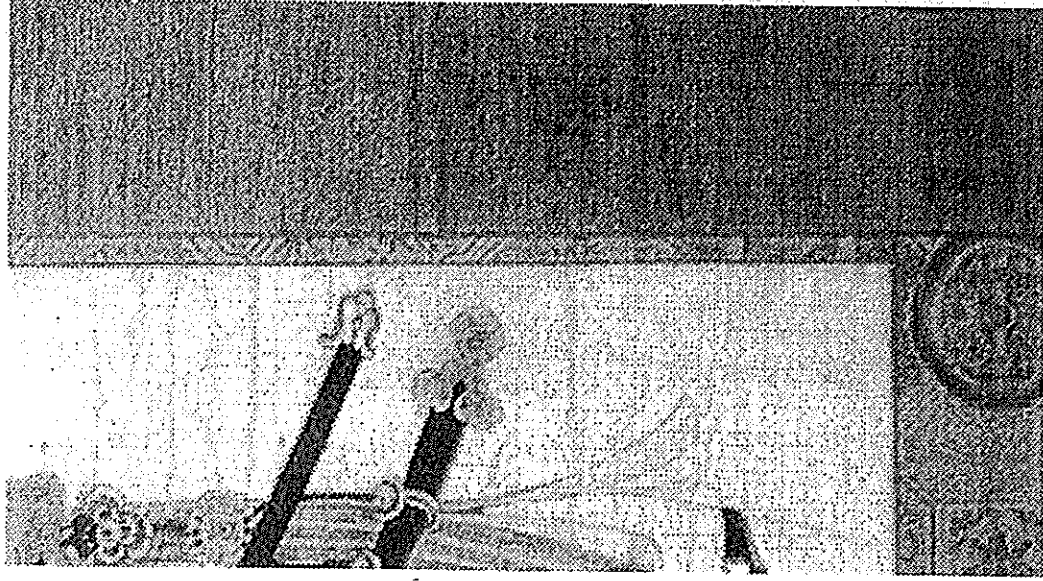
聖徳太子信仰と伝承

大阪大学名誉教授 武田佐知子

2021.2.28 斑鳩ホール



御物 聖徳太子画像「唐本御影」(宮内庁蔵)



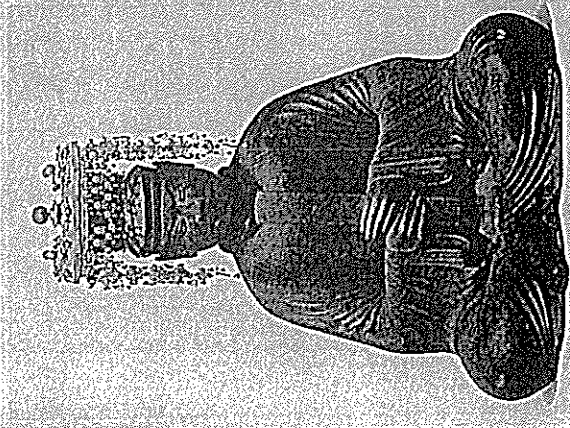
「唐本御影」の右下、錦の部分にみえる墨あとのようなもの



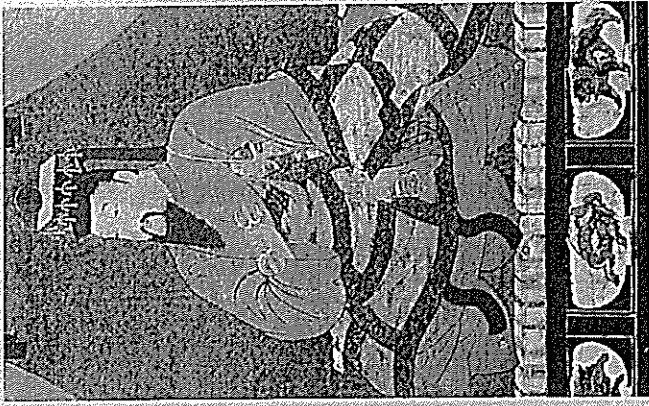
「楼閣山水図木簡」裏(前図とも奈良国立文化財研究所)



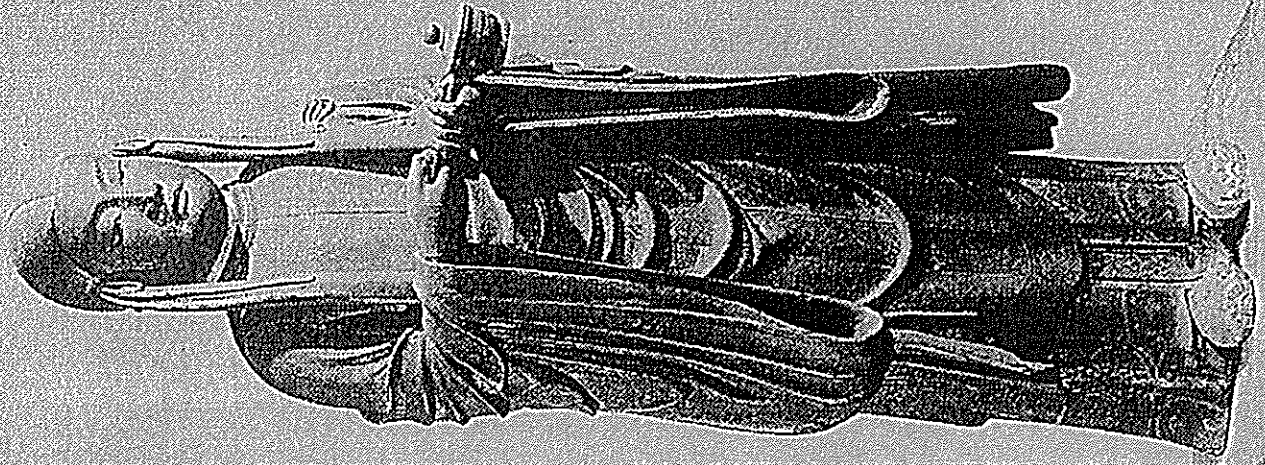
裏(前図とも奈良国立文化財研究所)



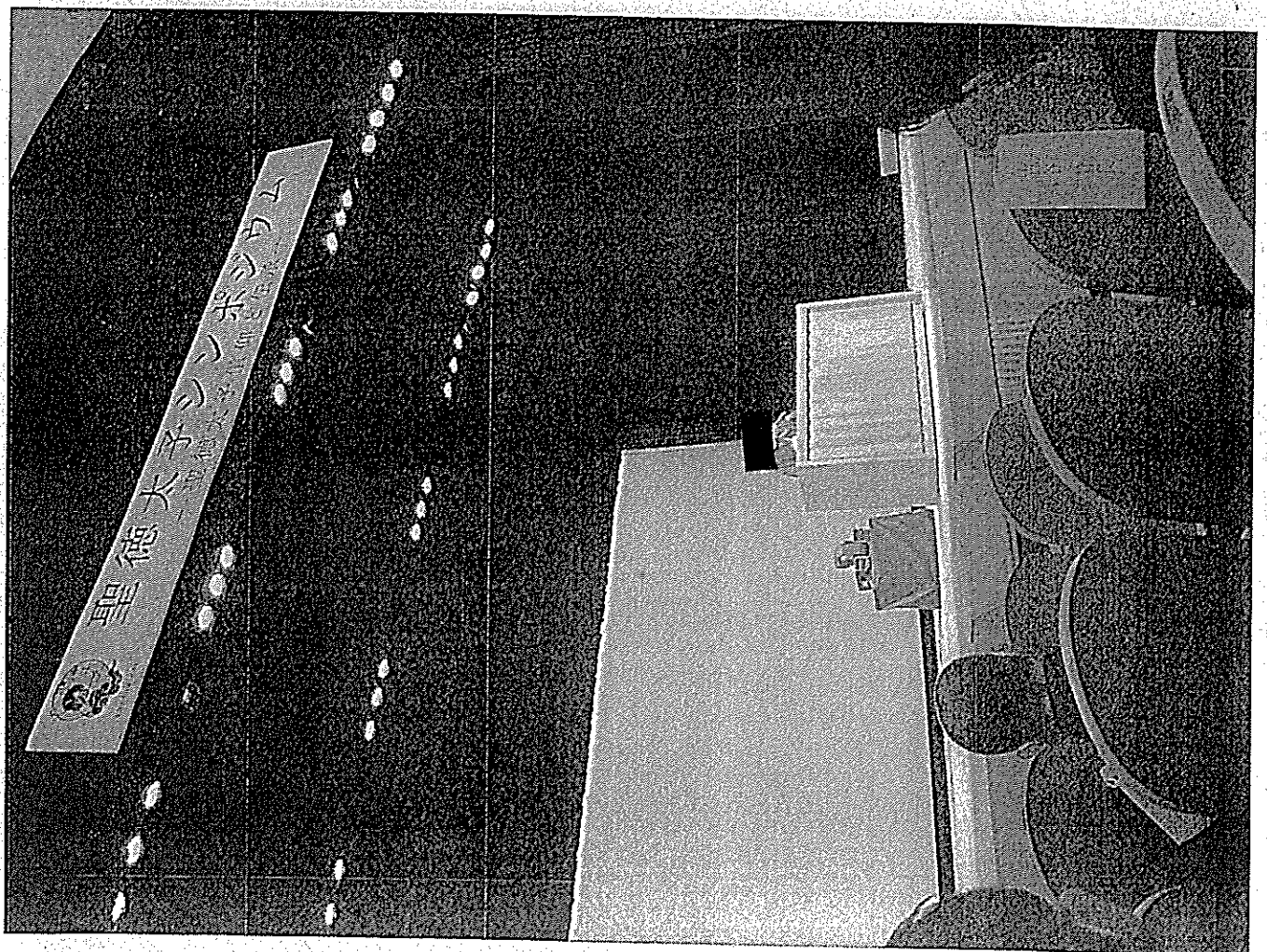
聖德太子坐像「聖盃院御影」
(法隆寺藏)



聖德太子勝寫經講讀像(斑鳩寺藏)



聖德太子孝養立像 (成福寺)





2021-2022
聖徳太子没後1400年

聖徳太子 シンポジウム —聖徳太子信仰と伝承—



聖徳太子立像（雨無仏太子像） 東京国立博物館所蔵

SHOTOKUTAIJISHI Symposium



令和3年2月28日(日)
開演13:00(開場12:00)/終演16:30予定
いかるがホール 大ホール

主催 奈良県

NaraKikiManyo Project Since 2012
なら記紀・万葉



出版：『奈良県立歴史博物館』聖徳太子没後1400年 聖徳太子信仰と伝承 制作：古版印刷株式会社 協力：法隆寺

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和3年3月13日				
政務活動先	奈良県コンベンションセンター 天平ホール				
研修名	ナウルーズ in 奈良				
参加者	行政 議員 県民 300人				
参加目的	ウズベキスタン文化交流イベント来賓出席				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	<p>ウズベキスタン文化交流イベントのナウルーズ in 奈良に来賓出席。荒井知事は挨拶でウズベキスタンとの交流は奈良時代にシルクロードを経て文化交流をしてきた。ソクド人は大仏開眼にも参加されており唐招提寺の第4代貫主のアンニョホウはソクド人僧侶であったとの事です。ウズベキスタン大使は今年の8月には奈良県訪問団にウズベキスタンに来て頂き姉妹都市提携の検討をして欲しいと提案された。ウズベキスタンはロシアと中国がせめぎ合っており一帯一路政策を進める中国に対して、我が国も積極的に交流が必要。地方自治体同士の交流が重要だが、その点において、1300年前から交流のある我が国における奈良県の役割は重いと考える。</p>				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	コンベンションセンター	地下駐車場	1時間 50分	200円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	円	内訳:		
	合計	200円 ()			
備考	添付資料：当日の写真と試料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

駐日ウズベキスタン共和国大使館
EMBASSY OF THE REPUBLIC OF
UZBEKISTAN IN JAPAN

グリヤモフ イザアキラ
GULYAMOV IZZATILLA
一等書記官
Third secretary

2-1-52 Takasago, Minamiku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-6277-2166 FAX: 03-6277-2580
E-mail: [redacted]



ガイラト ファジロフ
大使

ウズベキスタン共和国大使館

〒108-0074
東京都港区
高輪 2-1-52

Tel: 03(0)277-2166
Fax: 03(0)277-2580

ウズベキスタン共和国大使館

ガイロフ オクタベク
一等書記官

〒108-0074
東京都港区
高輪 2-1-52

Tel: 03(0)277-2166
Fax: 03(0)277-2580

ウズベキスタン文化交流イベント

ナウルーズ in 奈良

とき / 令和3年3月13日(土) 14:00~16:00 予定 (開場13:30)

ところ / 奈良県コンベンションセンター 天平ホール
(奈良市三条大路一丁目 691-1)

プログラム

■ 開会 / 14:00 ~ 14:15

主催者挨拶

荒井正吾 奈良県知事

来賓挨拶

ガイラト・ファジロフ

駐日ウズベキスタン共和国特命全権大使

■ 第1部 基調講演 / 14:15 ~ 14:55

「シルクロード三題 断 — アジアとヨーロッパを結ぶ道 —」

宇野 隆夫 (帝塚山大学客員教授、国際日本文化研究センター名誉教授)

■ 第2部 観光プロモーション / 14:55 ~ 15:15

「シルクロードの交差路 — サマルカンド」

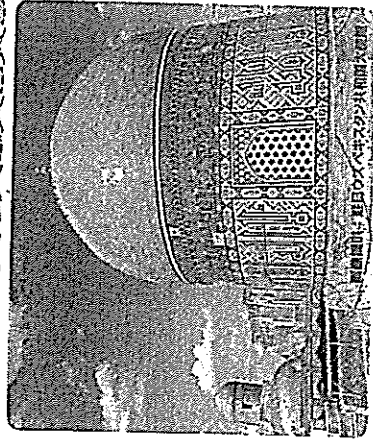
駐日ウズベキスタン共和国大使館

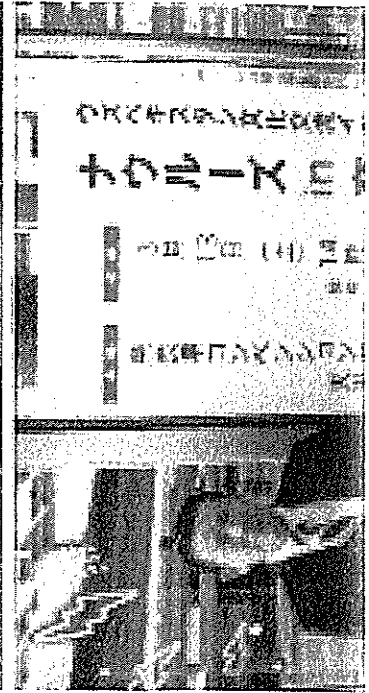
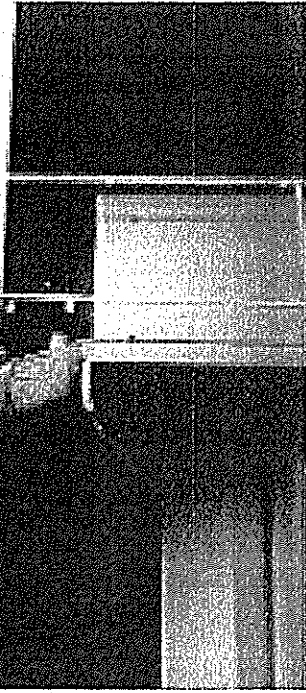
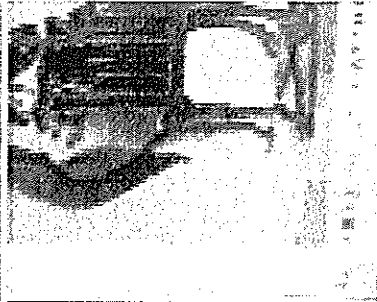
■ 休憩 / 15:15 ~ 15:30

■ 第3部 ウズベキスタンの民族舞踊 / 15:30 ~ 16:00

GULISTON グリスタン

■ 閉会 / 16:00 ※新型コロナウイルス感染症防止対策により、退場時の混雑を避けるため
分散退場をお願いします。アナウンスに従いご退場ください。





第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 植村佳史

年 月 日	令和3年 3月 30日				
表題と発行部数	奈良県議会議員 植村よしふみ 議会報告 令和3年 4月号				
対象者	奈良市内を中心とする奈良県民				
配布方法	新聞折込 118,900部と手渡し				
発行目的	奈良県議会における議会質問や県政の取り組みについて広く県民に広報しご意見を賜ることを目的とする				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	財政重症警報発令中の奈良市への財政支援の矛盾と苦言 地元企業と医療機関連携コロナ予防対策商品開発へ支援の要望 奈良公園浮見堂・鷺池の景観保全 コロナワクチン接種のあり方 議会における質問一覧 政務陳情活動				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	編集・制作 印刷加工費	トープライズ	619,500円	@4.13×150,000部 (税抜き)	
	新聞折込	トープライズ	368,590円	@3.1×118,900部 (税抜き)	
	消費税 10%	トープライズ	98,809円		
	振込手数料	郵便局	440円		
	ラベルシール	Amazon	18,507円	14カット×500枚×3セット	
	封筒	サンブレーション はんこ屋さん 21	138,820円	2万枚	
	振込手数料	郵便局	440円		
	※ 100%充当 合計			1,245,106円	
備考	添付資料:				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良公園の浮見堂・鷺池の景観保全について

令和2年2月定例会
3月9日一般質問(要旨)

【植村:質問】 高畑町の新しい公園施設「珍伽山園地」の開設により、一層多くの観光客が訪れると見込まれる浮見堂(鷺池)であるが、昨今の度重なる集中豪雨の影響で泥土の流入が激しく、陸地が広がり景観を損ねています。早期の改修が必要ではないか問う。

【まちづくり推進局長:答弁】 鷺池の上流域には春日山原始林を抱えることから、原始林の荒廃などにより鷺池に土砂が流れ込み、定期的な管理が必要な状況となっています。このため、春日山原始林では、管理責任者である県において植生保護柵設置などの森林の維持・保全や、苗木の育苗などの後継樹の育成により、土砂の流出抑制に取り組んでいるところですが現在、鷺池へ新たな土砂が堆積しつつありますので、来年度のできるだけ早い時期に除去を致します。



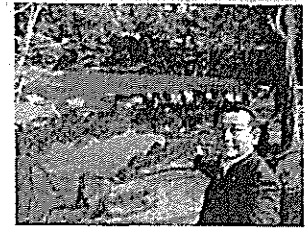
この美しい浮見堂・鷺池の景観を守って行きましょう!



令和2年2月
泥土流入で陸地が広がった鷺池



令和3年1月7日 工事中



令和3年3月7日 完成

新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種は強制ではなく「選択制」です!

令和3年2月定例会
3月5日一般質問(要旨)

【植村:質問】 厚生労働省はワクチンの接種は強制ではないと明言しているが過剰なテレビ報道などにより、接種が強制であると思込む県民がおられ、接種していないことによる差別や不利益をこうむる可能性も否めないと考える。ワクチンを接種していないことにより、差別や不利益を受けることがないよう、県として対策が必要ではないか?

【医療政策局長:答弁】 予防接種は最終的に個人の判断「選択制」で接種して下さい、リスクとベネフィットを考えて判断して頂けるように県としては県民に情報を丁寧に提供し、安全性や有効性はもちろん副反応の情報もしっかりと発信していく。また接種しない事で差別が発生しないように努めていく。

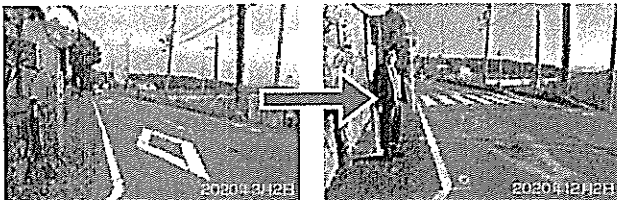
県議会におけるその他の質問

詳しくは「奈良県議会ホームページ」会議録検索システムをご参照ください



- 新型コロナウイルス感染症について (R3.3.5)
- 旧奈良県総合医療センター跡地(平松地区)のまちづくりについて (R3.3.5)
- 県営競輪の運営活性化について (R3.3.5)
- 太万万倍没1300年記紀・万葉プロジェクト(R5年)取組について (R3.3.5)
- コロナ禍における県内産業の振興について (R2.9.16)
- 自転車の幼児用座席の年齢制限の緩和について (R2.9.16)
- 特定健診に「歯科健診」を追加する考えについて問う (R2.6.15)
- 児童手当の傾斜配分を国に要望すべきではないか (R2.6.15)
- 少子高齢化による人口減少問題について (R2.3.9)
- 現場急行支援システム (FAST) について (R2.3.9)
- 臓器移植の環境整備について (R2.3.9)
- 自衛官の募集強化について (R1.9.19)
- 中央卸売市場における不正取引の再発防止について (R1.9.19)
- 国道169号古市南工区の整備(バス停)について (R1.9.19)
- 近現代を中心に学ぶ「歴史総合」の目的意義について問う (R1.9.24)
- 平城高等学校の統廃合における地元と地域活動の今後の連携について問う (R1.9.24)
- 東京五輪に係る県内のホストタウンの状況について問う (R1.9.24)
- 少子化対策次期出生計画の出生数目標は何人かを問う (R1.9.9)
- 県立高校での拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」の活用が3%と極端に少ない現状を問う (R1.9.24・12.11)

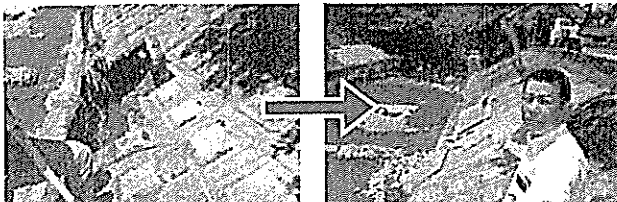
政務陳情活動



(1) 興立高円高校周辺コンビニ前に横断歩道の設置 令和2年12月2日



(3) ならまち大通りの信号2機を運動化でストレス解消 令和2年11月11日



(2) 大雨で損壊した佐保川堤防を緊急補強改修 令和2年6月22日



(4) 飛鳥公民館・飛鳥小学校前に信号を設置 令和2年3月24日

県政や県議会についてのご意見をお聞かせ下さい。

電話/0742-63-8881

FAX/0742-63-8882

メールアドレス

krs@m4.kcn.ne.jp

スマホの場合は、右のQRコードを

読み込んでお送り下さい。



プロフィール

植村 佳史 (うえむら よしふみ)

●選挙区/奈良市・山辺部(定数11名)

●当選回数/1回

●所属党派/自由民主党

●所属委員会/経済労働委員会

少子化対策・

女性の活躍促進特別委員会

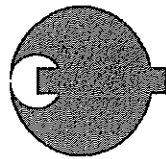
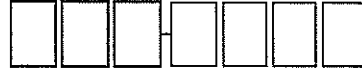
議会運営委員会

●連絡先/〒630-8144

奈良市東九条町106番地



郵便区内特別



奈良県議会議員 植村 佳史 よしふみ

■事務所 〒630-8144 奈良市東九条町 106 番地
TEL 0742-63-8881 FAX 0742-63-8882

■自宅事務所 〒630-8302 奈良市白毫寺町 570-1 番地
TEL 0742-24-5755 FAX 0742-24-7129

✉ krs@nifty.com

■議会事務局 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL 0742-27-8950 FAX 0742-23-1404

■自由民主党控室 TEL 0742-27-8952



政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 植村 佳史

年 月 日	2020 年 6 月 30日				
表題	聞かせてください!あなたの声を				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	植村佳史の活動報告と意見収集、情報発信を行う				
按分率の説明	50% (政務活動以外の内容も含む為)				
内容	添付資料参照 (ホームページトップ画面)				
ホームページ 制作等に要した経 費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページ保 守管理	大門智之	48,000円	2020.4月~2020.9月	
	ホームページ保 守管理	大門智之	48,000円	2020.10~2021.3月	
※ 50%充当 合計 96,000円 × 50% = 48,000円					
備考	ホームページアドレス: http://www4.kcn.ne.jp/~krs/index.html 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ業務委託基本契約書

植村佳史事務所（以下「委託者」という。）と大門智之（以下「受託者」という。）とは、委託者が受託者に委託する業務に関し、末尾の日付において、以下の通り業務委託基本契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、委託者が受託者に対し、ホームページに関する業務を委託することに関する基本的な権利義務を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約中に用いられる以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を意味する。
- (2) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらを受ける権利を含む）、著作権、ノウハウ、営業秘密、その他のあらゆる知的財産権を意味する。
- (3) 「納入物」とは、受託者が委託者に納入すべきものとして、個別契約に定めるものを意味する。
- (4) 「本件業務」とは、本契約に基づいて委託者が受託者に委託する業務を意味し、具体的な業務の内容は個別契約で定められるものとする。

第3条（個別契約）

- 1 具体的な業務の委託に必要な事項は、本契約に定めるものを除き、個別契約において別途定めるものとする。
- 2 個別契約は、委託者が受託者に対し、注文書の送付、注文内容の電子メールによる送信その他の方法により注文内容を受託者に明示し、受託者がこれを承諾することにより成立する。但し、委託者と受託者の合意により、個別契約書を別途締結するなどの他の方法により個別契約を締結することを妨げるものではない。
- 3 個別契約の内容が本契約と異なる場合には、個別契約の定めが優先するものとする。

第4条（再委託）

- 1 受託者は、委託者の承諾を得た場合に限り、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。
- 2 受託者は、前項の承諾に基づいて第三者に本件業務の全部又は一部を委託する場合であっても、当該再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第5条（業務従事者）

- 1 受託者は、個別契約が締結された場合、当該個別契約に基づく本件業務の遂行を行う従業者（以下「業務従事者」という。）を選定する。かかる業務従事者は、本件業務を履行するために必要

な知識及び技能を有している者でなくてはならないものとする。

2 受託者は、労働基準法その他の法令に基づいて、業務従事者に対する雇用主としての一切の責任を負うとともに、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとし、委託者は、これらの事項について一切の責任を負わないものとする。

3 受託者は、業務従事者が委託者の事業所等に立ち入るにあたり、当該事業所等において適用される諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

4 受託者は、自らの故意又は過失の有無にかかわらず、業務従事者の行為について一切の責任を負うものとする。

第6条（善管注意義務等）

受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとし、委託者の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。

第7条（報告）

委託者は、受託者に本件業務の進捗状況その他の本件業務に関する事項についての報告を求めることができるものとし、受託者は、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

第8条（納入）

受託者は、個別契約に定める納入期日までに、納入物を個別契約に定める方法で納入する。

第9条（検収）

1 委託者は、納入物を受領後、個別契約に定める検査期間内に、納入物の検査を行うものとする。

2 委託者は、納入物が前項の検査に適合する場合、受託者にその旨の通知を行うものとする。また、委託者は、前項の検査に合格しないと判断する場合、受託者に対し、検査に合格しない理由を通知し、修補その他の必要な措置（以下「修補等」という。）を求めることができる。

3 受託者は、前項の合格しない旨の通知を受けた場合には、速やかに修補等を行うものとし、この場合委託者は、再度検査を行うものとする。

4 受託者が修補等を行った後の手続は、第2項及び第3項を適用するものとし、それ以降検査に合格しなかった場合も同様とする。

5 本条所定の検査が合格したことをもって、納入物の検収完了とする。

6 本条の規定は、委託者が本契約に定める解除権を行使することを妨げるものではない。

第10条（契約不適合責任）

1 納入物は委託者が個別契約において要求する基準を満たす種類、品質、数量、性能及び仕様を備えていることに適合することを要するものとし、委託者は、納入物が個別契約において要求する基準を満たす種類、品質、数量、性能及び仕様を備えていることに適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に、受託者に対して通知することにより、納入物の追完（修

補又は代物若しくは不足分の引渡しのうち、委託者の選択する方法、又は受託者が提案して、委託者が承認した方法をいう。なお、受託者は、委託者の承諾を得ることなくその方法を変更してはならない。)を請求することができる。この場合、民法第562条第1項但書は適用しないものとする。

2 委託者は、前項の追完についての催告をすることなく、履行の追完に代えて、受託者に対して委託料の減額を求めることができる。

3 委託者は、受託者に対して、前2項に定める措置とともに、又はこれらの措置に代えて、損害賠償請求並びに本契約及び個別契約の全部又は一部の解除を請求することができる。

第11条 (納入物の所有権等)

1 納入物の所有権は、検収完了時点で受託者から委託者へと移転する。

2 納入物の危険負担は、検収完了前は受託者が、検収完了後は委託者がそれぞれ負担する。

第12条 (納入物の定めのない場合)

第6条から第11条までの規定は、納入物の定めのない個別契約には適用されないものとする。

第13条 (委託料及び費用)

1 本件業務の対価として支払われる委託料の金額、支払方法、支払時期等は、個別契約において定めるものとする。

2 個別契約に別段の定めがない限り、本件業務の遂行のために発生する費用は前項の委託料に含まれるものとし、受託者は、別途費用を請求することはできないものとする。

第14条 (知的財産権)

1 納入物に含まれる知的財産権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下、本項において同じ。)その他の本件業務に関連して発生した一切の知的財産権は、発生と同時に委託者に帰属するものとする。

2 受託者は、前項に基づいて委託者に権利が帰属する著作物について、著作者人格権を行使してはならないものとする。

3 第1項の知的財産権の対価及び前項の著作者人格権不行使の対価は、前条の委託料に含まれるものとする。

第15条 (誓約事項)

受託者は、受託者が本件業務を遂行するにあたって、第三者の権利侵害を行わないこと及び法令違反となる行為を行わないことを誓約するものとする。

第16条 (秘密保持)

1 受託者は、本契約及び個別契約に関連して委託者から提供された情報及び本契約及び個別契約の履行に関連して知得した委託者に関する一切の情報(個人情報を含み、以下総称して「秘密情報」という。)について、委託者の承諾なく、本契約及び個別契約の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の情報は、秘密情報に含まれないものとする。但し、個人情報については、以下に該当する場合であっても秘密情報に含まれるものとする。

- (1) 受託者が開示を受けた時点又は知った時点において公知であった情報
- (2) 受託者が開示を受けた後又は知った後、受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点又は知った時点において受託者が既に知得していた情報
- (4) 受託者が正当な権限を有する第三者から知得した情報
- (5) 委託者の秘密情報によらずして、創作、開発等した情報

3 受託者は、個人情報を適切に管理するために必要な一切の措置をとるものとする。受託者は、委託者から個人情報の管理状況について報告を求められた場合には報告を行うものとし、また、委託者は、委託者が必要と認めた場合には、受託者の事業所に立ち入り、個人情報の管理状況を検査することができるものとする。個人情報の管理について、別途委託者と受託者の間で合意が成立した場合には、当該合意に従うものとする。

4 受託者は、本契約が終了した場合又は委託者から請求があった場合、委託者の秘密情報及び秘密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品に関し、委託者の指示に従い返却又は破棄するものとする。

第17条 (有効期間)

1 本契約の有効期間は、本契約の締結日からとする。但し、本契約の有効期間が満了する30日前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の通知がなされなかった場合、本契約は、同一の条件でさらに30日間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の有効期間の満了その他の事由により本契約が終了した場合であっても、その終了事由を問わず、既に成立している個別契約は有効に存続するものとし、当該個別契約に対し本契約が適用されるものとする。

第18条 (解除)

1 本契約の当事者は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに書面にて通知することにより、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第2号については、受託者がこれに該当した場合において、委託者のみが解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約及び個別契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について催告をしたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しないとき
- (2) 納入物が第9条に定める検査に合格せず、修補等の見込みがないと委託者が判断した場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
- (5) 解散(合併の場合を除く。)あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
- (6) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分となる等支払停止状態に至ったとき
- (7) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(8) 前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2 委託者は、30日前までに受託者に通知することにより、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。委託者は、かかる解除により受託者に発生した損害について一切の責任を負わないものとする。

3 受託者は、本契約に定めがある場合を除き、本契約及び個別契約を解除することはできないものとする。

第19条 (反社会勢力の排除)

1 本契約の当事者は、相手方に対し、次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約する。

(1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

2 本契約の当事者は、相手方が前項に違反した場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前項に基づき本契約及び個別契約を解除した本契約の当事者は相手方に対し、当該解除により相手方に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。

第20条 (存続条項)

本契約が終了した場合でも、第4条第2項、第5条第2項及び第4項、第10条、第14条、第16条、第17条第2項、第18条第2項、第19条第3項、並びに本条から第23条までの規定は、有効に存続するものとする。但し、第16条の規定は、本契約終了後5年間に限り有効に存続する。

第21条 (損害賠償)

受託者は、本件業務を履行するにあたって委託者に損害を与えた場合及び本契約に違反して委託者に損害を与えた場合には、委託者に発生した一切の損害（弁護士費用、逸失利益、特別損害及び間接損害を含むがこれらに限られない。）を賠償しなければならないものとする。

第22条 (権利義務の譲渡の禁止)

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

第23条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用される。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者受託者それぞれ1通を保管するものとする。

令和1年5月 / 日

委託者：

奈良県議会議員

植村佳典

〒630-8144 奈良市東九条町106番
TEL 0742-63-8881 / FAX 0742-63-8882

受託者：

大門 智之

〒630-0212
生駒市近町803-2 〒777-304

ホームページ制作業務委託個別契約書

植村佳史事務所（以下「委託者」という。）と大門智之（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者間で締結された、令和1年5月1日付「業務委託基本契約書」（以下「原契約」という。）に基づき、本契約末尾の日付において、以下の通り業務委託個別契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（原契約との関係）

本契約は、原契約第3条に定める個別契約として締結されるものとし、本契約に別段の定めがない限り、原契約の内容が適用されるものとする。

第2条（業務内容）

本契約に基づき委託される本件業務の詳細は以下の通りとする。

- (1) 業務内容：ホームページ制作・運営・管理
- (2) 納入物：奈良県議会議員 植村よしふみ事務所ホームページ一式
- (3) 納入期日：令和2年4月1日
- (4) 納入方法：インターネット上に表示
- (5) 検査期間：一ヶ月

第3条（委託料）

前条に定める本件業務の対価としての委託料は¥96,000円（税込）とする。委託者は、当該委託料を、受託者が指定する銀行口座に振り込む、又は現金支払い方法により、2020年5月末までに支払うものとする。振込手数料その他支払に関し発生する費用は、受託者が負担するものとする。

第4条（有効期間）

本契約の有効期間は、2020年（R2）4月1日～2021年（R3）3月31日とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者受託者それぞれ1通を保管するものとする。

令和 2年 4月 | 日

委託者：

奈良県議会議員

植村佳史

〒630-8144 奈良市東九条町106番地
TEL 0742-63-8881 / FAX 0742-63-8882

受託者：

大門智之


〒630-0212

生駒市辻町803-2 〒716-304

納品書

2020年6月30日

奈良市東九条町 106 番地
奈良県議会議員
植村 佳史 様

〒630-0212
生駒市辻町 803-2
サン・クオレ 304
大門 智之 

下記の通り、納品明細お知らせしますのでご査収ください。

ホームページ保守管理料

2020年 4月分	8,000 円
2020年 5月分	8,000 円
2020年 6月分	8,000 円
2020年 7月分	8,000 円
2020年 8月分	8,000 円
2020年 9月分	8,000 円
合計	48,000 円

納品書

2020年12月9日

奈良市東九条町106番地
奈良県議会議員
植村 佳史 様

〒630-0212
生駒市辻町 803-2
サン・クオレ 304
大門 智之



下記の通り、納品明細お知らせしますのでご査収ください。

ホームページ保守管理料

2020年 10月分	8,000円
2020年 11月分	8,000円
2020年 12月分	8,000円
2021年 1月分	8,000円
2021年 2月分	8,000円
2021年 3月分	8,000円
合計	48,000円

令和2年度 雇用状況報告書

会派・議員名 植村 佳史

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日	
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び後援会事務	
⑤ 給料(賃金)	900 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市東九条町106 (近畿レンタカー内)		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	13:00~17:00 週4日程度		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月末日) 賃金支払日(毎月15日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2020年 4月 1日</div> 雇用者 植村 佳史 [Redacted] 被雇用者 [Redacted]			

政務活動補助業務賃金台帳(2020年度)(令和2年)

【議員名 植村 佳史】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2019.5.1							
	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2
労働日数	8	3	12	7	8	8	10	8	6	15	2	17			105
労働時間数	20.5	9.5	40.0	24.0	19.0	26.0	27.5	29.0	17.5	47.5	19.5	51.5			331.5
時外労働															0.0
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
基本給	18,450	8,550	36,000	21,600	17,100	23,400	24,750	26,100	15,750	42,750	17,550	46,350			298,350
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)							1,170	960	780	1,950	945	2,346			8,151
課税合計	18,450	8,550	36,000	21,600	17,100	23,400	25,920	27,060	16,530	44,700	18,495	48,696			306,501
非課税合計															0
総支給額	18,450	8,550	36,000	21,600	17,100	23,400	25,920	27,060	16,530	44,700	18,495	48,696			306,501
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額	18,450	8,550	36,000	21,600	17,100	23,400	25,920	27,060	16,530	44,700	18,495	48,696			306,501
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	18,450	8,550	36,000	21,600	17,100	23,400	25,920	27,060	16,530	44,700	18,495	48,696			306,501

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和2年度 雇用状況報告書

会派・議員名 植村 佳史

① 雇用者	氏名 住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日			
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び後援会事務			
⑤ 給料(賃金)	850 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市東九条町106 (近畿レンタカー内)		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	9:00~12:00 週4日程度		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 850 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 末 日) 賃金支払日(毎月 15日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2020年 4月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 植村 佳史 被雇用者 [REDACTED] </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(2020年度)(令和2年)

【議員名 植村 佳史】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2020.4.1							
	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2
労働日数	28.00	60.50	53.25	50.75	40.00	43.50	55.50	46.25	53.25	48.25	57.00	55.50			591.8
労働時間数															
時間外労働															0.0
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
基本給	23,800	51,425	45,263	43,138	34,000	36,975	47,175	39,313	45,263	41,013	48,450	47,175			502,990
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)															0
課税合計	23,800	51,425	45,263	43,138	34,000	36,975	49,281	41,233	47,603	43,353	51,015	49,797			13,893
非課税合計															516,883
総支給額	23,800	51,425	45,263	43,138	34,000	36,975	49,281	41,233	47,603	43,353	51,015	49,797			516,883
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額	23,800	51,425	45,263	43,138	34,000	36,975	49,281	41,233	47,603	43,353	51,015	49,797			516,883
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	23,800	51,425	45,263	43,138	34,000	36,975	49,281	41,233	47,603	43,353	51,015	49,797			516,883

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。